

労働総覧（平成21年版）追録

〔平成21年1月19日現在〕

改正労働基準法及び改正障害者
雇用促進法、改正労働安全衛生
法施行令等関係省令等を収録

労働法令

目次

労働基準法	2
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法	4
労働安全衛生法施行令	4
労働安全衛生規則	7
労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等	9
特定化学物質障害予防規則	10
石綿障害予防規則	16
作業環境測定法施行規則	17
雇用対策法施行規則	18
青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針	19
職業安定法施行規則	19
職業安定法施行規則第十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合	20
障害者の雇用の促進等に関する法律	21
雇用保険法施行規則	34

〔注〕 改正の施行日が、附則第一条各号にのみ該当する場合は、各条の前に 編注 として、当該施行日を付しました。

労働基準法（抄）

昭和二・四・七法律第四九号

最終改正 平成二〇・一二・二二法律第八九号

第十二条 （略）

一、三 （略）

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第八項において同じ。）をした期間

五 （略）

（時間外及び休日の労働）

第三十六条 （略）

厚生労働大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項の協定で定める労働時間の延長の限度、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を定めることができる。

（略）

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その労働時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超え

た時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

（略）

使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。

使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

第三十八条の四 （略）

第一項の委員会においてその委員の五分の四以上の多数による議決により第三十二条の第二項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項及び第二項、第三十二条の五第一項、第三十二条の二項ただし書、第三十六条第一項、第三十七条第三項、第三十八条の第二項、前条第一項並びに次条第四項、第六項及び第七項ただし書に規定する事項について決議が行われた場合における第三十二条の第二項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第三項まで、第三十二条の五第一項、第三十二条の二項ただし書、第三十六条、第三十七条第

三項、第三十八条の第二項、前条第一項並びに次条第四項、第六項及び第七項ただし書の規定の適用については、第三十二条の第二項中、「協定」とあるのは、「協定若しくは第三十八条の四第一項に規定する委員会の決議（第百六十六条を除き、以下、「決議」という。）と、第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第三項まで、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第二項、第三十七条第三項、第三十八条の第二項、前条第一項並びに次条第四項、第六項及び第七項ただし書中、「協定」とあるのは、「協定又は決議」と、第三十二条の四第二項中、「同意を得て」とあるのは、「同意を得て、又は決議に基づき」と、第三十六条第一項中、「届け出た場合」とあるのは、「届け出た場合又は決議を行政官庁に届け出た場合」と、その協定」とあるのは、「その協定又は決議」と、同条第三項中、「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは、「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」と、当該協定」とあるのは、「当該協定又は当該決議」と、同条第四項中、「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは、「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」とする。

（年次有給休暇）

第三十九条 （略）

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、第一号に掲げる労働者の範囲に属する労働者が有給休暇を時間単位として請求したときは、前三項の規定による有給休暇の日数のうち第二号に掲げる日数については、これらの規定にかかわらず、当該協定で定めるところにより時間を単位として有給休暇を与えることができる。

一 時間を単位として有給休暇を与えることができることとされる労働者の範囲
二 時間を単位として与えることができることとされる有給休暇の日数（五日以内に限る。）

三 その他厚生労働省令で定める事項

使用者は、前各項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項から第三項までの規定による有給休暇を与える時季に関する定めをしたときは、これらの規定による有給休暇の日数のうち五日を超える部分については、前項の規定にかかわらず、その定めにより有給休暇を与えることができる。

使用者は、第一項から第三項までの規定による有給休暇の期間又は第四項の規定による有給休暇の時間については、就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより、それぞれ、平均賃金若しくは所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金又はこれらの額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の賃金を支払わなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、その期間又はその時間については、それぞれ、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十九条第一項に定める標準報酬日額に相当する金額又は当該金額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支払う旨を定めたときは、これによらなければならない。

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業をした期間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを出動したも

のとみなす。

（法令等の周知義務）

第六十六条 使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、第十八条第三項、第二十四条第一項ただし書、第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十七条第三項、第三十八条の二第二項、第三十八条の三第一項並びに第三十九条第四項、第六項及び第七項ただし書に規定する協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他厚生労働省令で定める方法によつて、労働者に周知させなければならない。

（略）

（付加金の支払）

第六十四条 裁判所は、第二十条、第二十六条若しくは第三十七条の規定に違反した使用者又は第三十九条第七項の規定による賃金を支払わなかつた使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払を命ずることができる。ただし、この請求は、違反のあつた時から二年以内になければならない。

附 則（抄）

第六十三条 使用者は、第三十九条第一項から第四項までの規定による有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

第六百三十八条 中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）以下である事業主をいう。）の事業主については、当分の間、第三十七条第一項ただし書の規定は、適用し

ない。

附 則（平成二〇・二二・二二法律第八九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（副則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法（以下この条において、「新法」という。）第三十七条第一項ただし書及び第三百十八条の規定の施行の状況、時間外労働の動向等を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（抄）

平成四・七・二法律第九〇号

最終改正 平成二〇・一一・二二法律第八九号

（労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例等）

第七条 前条に規定する委員会のうち事業場ごとのものであって次に掲げる要件に適合するもの（以下この条において、労働時間等設定改善委員会」という。）が設置されている場合において、労働時間等設定改善委員会でその委員の五分の四以上の多数による議決により労働基準法第三十二条の第一項、第三十二条の三、第三十二条の四の第一項及び第二項、第三十二条の五の第一項、第三十二条の五の第二項、第三十二条の五の第三項、第三十七条第三項、第三十八条の第二項、第三十八条の三の第一項並びに第三十九条第四項及び第六項の規定（これらの規定のうち、同法第三十二条の第二項、第三十二条の三、第三十二条の四の第一項及び第二項並びに第三十六条第一項の規定にあつては労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下この項において、労働者派遣法」という。）第四十四条第二項の規定により読み替へ適用する場合を、労働基準法第三十八条の第二項及び第三十八条の三第一項の規定にあつては労働者派遣法第四十条第五項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）以下この項において、労働時間に関する規定」という。）に規定する事項について決議が行われたときは、当該労働時間等設定改善委員会に係る事業場の使用者（労働基準法第十条に規定する使

用者をいう。）については、労働基準法第三十二条の第二項中、「協定」とあるのは、協定（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会の決議（第三十二条の四の第二項及び第三十六条第三項において、「決議」という。）を含む。次項、第三十二条の四の第四項、第三十二条の五第三項並びに第三十八条の三第二項を除き、以下同じ。）と、同法第三十二条の四第二項中、「同意」とあるのは、「同意（決議を含む。）」と、同法第三十六条第三項中、「代表する者」とあるのは、「代表する者（決議をする委員を含む。次項において同じ。）」として、当該協定」とあるのは、「当該協定（当該決議を含む。）」として、労働時間に関する規定（同法第三十二条の四第三項及び第三十六条第二項から第四項までの規定を含む。）及び同法第百六条第一項の規定を適用する。

2

（略）

附 則（平成二〇・一一・二二法律第八九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

労働安全衛生法施行令（抄）

昭和四七・八・一九政令第三一八号

最終改正 平成二〇・一一・二二政令第三四九号

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 九の十二（略）

十 次亜塩素酸カルシウム

十一 二四（略）

二十四の二 ニツケル化合物（次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）

二十五 二十八の二（略）

二十八の三 砒素及びその化合物（アルシ^ホン^ド及び砒^ヒ化ガリウムを除く。）

二十九 四十（略）

（健康診断を行うべき有害な業務）

第二十二條（略）

一 二二（略）

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質

（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に係るもの又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）

（同号第六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴

い石綿の粉じんを発散する場所における業務
四一六（略）

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物の第一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第二十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物の第二十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一（略）
一の二（ビス（クロロメチル）エーテル

二）十四（略）

十五 三・三 ジクロロ口 四・四 ジアミノジフェニルメタ

ン

十六 重クロム酸及びその塩

十七 ニッケル化合物（次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）

十八・十九（略）

十九の二 砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）

二十一・二十二（略）

二十三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第八号に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合意にあつては、ペトリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

二十四（略）

二十五（略）

二十六（健康管理手帳を交付する業務）

第二十三条（略）

第二十四条（略）

第二十五条（略）

第二十六条（略）

第二十七条（略）

第二十八条（略）

第二十九条（略）

第三十条（略）

十一 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務
十二（略）

附則（平成一八・八・二政令第二五七号）（抄）

本条は、次のように改正され、平成二〇年二月一日から施行される。但し、第一号イ中の「二百度」の部分は、平成二一年一月一日から施行される。

第三十条（略）

一 この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の設備（配管を含む。以下、既存化学工業施設」という。）に使用されるもの

イ 亜硝酸及びその塩

ロ 硝酸及びその塩

ハ 硫酸及びその塩

ニ 石綿を含有するグラントパッキンであつて、既存化学工業施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

イ 亜硝酸及びその塩

ロ 硝酸及びその塩

ハ 硫酸及びその塩

ニ 石綿を含有するグラントパッキンであつて、既存化学工業施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

イ 亜硝酸及びその塩

ロ 硝酸及びその塩

ハ 硫酸及びその塩

ニ 石綿を含有するグラントパッキンであつて、既存化学工業施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

イ 亜硝酸及びその塩

ロ 硝酸及びその塩

ハ 硫酸及びその塩

ニ 石綿を含有するグラントパッキンであつて、既存化学工業施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

イ 亜硝酸及びその塩

ロ 硝酸及びその塩

ハ 硫酸及びその塩

ニ 石綿を含有する断熱材（本邦において製造されるミサイルに使用されるものに限る。）

五 石綿又は石綿を含有する製剤その他の物であつて、前各号に掲げる物の原料又は材料として使用されるもの

附則（平成二〇・一・一二政令第三四九号）（抄）

施行期日

（略）

（略）

（略）

（略）

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）平成二十一年十二月一日

二 第二条中労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十七号）附則第三条第一号イの改正規定（「百度」を「二百度」に改める部分に限る。）平成二十一年一月一日

（経過措置）

第二条 事業者は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（以下、新令」という。）第六十八条に掲げる作業（第一条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令（以下、旧令」という。）第六十八条に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十三年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

第三条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十一年九月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

一 新令第十八条第二十四号の二に掲げる物

二 新令第十八条第二十八号の三に掲げる物（旧令第十八条第十号に掲げる物に該当するものを除く。）

三 新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前二号に掲げる物を含有するもの

第四条 事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場（旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十二年三月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

第五条 次に掲げる物のうち、附則第一条第一号に定める日（第一号に該当する物にあつては、同条第二号に定める日）において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

る罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第二十一条、第二十二条関係）

一 (略)

二 第二類物質

1、14 (略) アクリルアミド

15 削除

16、23 (略)

23の2 ニッケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）

24、27 (略)

27の2 砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）

28、37 (略)

三 (略)

一 第二条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（以下この条において「旧改正令」という。）（附則第三条第一号に掲げる物（同号イに該当する物であつて、化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）の接合部分（百度以上二百度未満の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるものに限る。）

二 旧改正令附則第三条第一号に掲げる物（同号イに該当する物であつて、化学工業の用に供する施設の接合部分（ゲージ圧力メカバスタル以上の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの又は同号八若しくは二に該当する物に限る。）

三 旧改正令附則第三条第二号に掲げる物（化学工業の用に供する施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は同号ホ、ト若しくは手に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるものを除く。）

四 旧改正令附則第三条第三号に掲げる物

五 旧改正令附則第三条第四号に掲げる物（同号イに該当する物であつて、化学工業の用に供する施設の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は同号イ(1)、(3)若しくは(4)に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるものを除く。）

第六条 前条の規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物に対する労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条各号に掲げる規定の施行後にした行為に対す

労働安全衛生規則（抄）

昭和四七・九・三〇労働省令第三号
最終改正 平成二〇・一・一一厚生労働省令第一五八号

（健康管理手帳の交付）
第五十二条 1（略）

業 務	要 件
令第二十三条第一号、第二号又は第十二号の業務	（略）
令第二十三条第三号の業務	（略）
令第二十三条第四号の業務	（略）
令第二十三条第五号の業務	（略）
令第二十三条第六号の業務	（略）
令第二十三条第七号の業務	（略）
令第二十三条第八号の業務	（略）
令第二十三条第九号の業務	（略）
令第二十三条第十号の業務	（略）
令第二十三条第十一号の業務（石綿等）（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）	次のいずれかに該当すること。 一 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張り付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹き付けられた建築物、工作物の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に一年以上従

2	（略）	<p>事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から十年以上を経過していること。</p> <p>三・四（略）</p>
3	<p>前項の申請をしようとする者は、健康管理手帳交付申請書（様式第七号）に第一項の要件に該当する事実を証する書類（当該書類がない場合は、当該事実についての申立て書）（令第二十三条第八号又は第十一号の業務に係る前項の申請（同号の業務に係るものについては、第一項の表令第二十三条第十一号の業務（石綿等）（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）の項第二号から第四号までの要件に該当することと理由とするものを除く。）をしようとする者にあつては、胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真を含む。）を添えて、所轄都道府県労働局長（離職の後に第一項の要件に該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）に提出しなければならない。</p>	<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>（様式に関する経過措置）</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）様式第八号による健康管理手帳は、この省令による改正後の様式第八号による健康管理手帳とみなす。</p> <p>（計画の届出に関する経過措置）</p> <p>第三条 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第二項におい</p>

て準用する同条第一項の規定は、平成二十一年七月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第二号23の2若しくは27の2に掲げる労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百四十九号）による改正前の労働安全衛生法施行令別表第三第二号15に掲げる物に該当するものを除く。）又は第二十条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下、「新特化則」といふ。）別表第一第二十三号の二若しくは第二十七号の二に掲げる物（同条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則別表第一第十五号に掲げる物に該当するものを除く。）（以下、「ツケル化合物等又は磁素等」といふ。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

物	含有量 (重量パーセント)
アクリルアミド	〇・一パーセント未満
アクリロニトリル	一パーセント未満
アセトン	一パーセント未満
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る)	一パーセント未満
イソブチルアルコール	一パーセント未満
イソプロピルアルコール	一パーセント未満
イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	一パーセント未満
エチルアミン	一パーセント未満
エチルエーテル	一パーセント未満
エチレンジイミン	〇・一パーセント未満
エチレンオキシド	〇・一パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セソソルプ)	〇・三パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セソソルプアセテート)	〇・三パーセント未満
エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名ブチルセソソルプ)	一パーセント未満
エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセソソルプ)	〇・三パーセント未満
塩化ビニル	〇・一パーセント未満
オーラミン	一パーセント未満
オルト ジクロロベンゼン	一パーセント未満
オルト フタロジニトリル	一パーセント未満
過酸化水素	一パーセント未満
カドミウム化合物	〇・一パーセント未満
キシレン	〇・三パーセント未満
クロロホルム	一パーセント未満
クロム酸又はクロム酸塩	〇・一パーセント未満

クロロベンゼン	一パーセント未満
クロロホルム	一パーセント未満
クロロメチルメチルエーテル	〇・一パーセント未満
五酸化バナジウム	〇・一パーセント未満
コaltar	〇・一パーセント未満
酢酸イソブチル	一パーセント未満
酢酸イソプロピル	一パーセント未満
酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	一パーセント未満
酢酸エチル	一パーセント未満
酢酸ノルマル ブチル	一パーセント未満
酢酸ノルマル プロピル	一パーセント未満
酢酸ノルマル ベンチル(別名酢酸ノルマル アミル)	一パーセント未満
酢酸メチル	一パーセント未満
次亜塩素酸カルシウム	一パーセント未満
四アルキル鉛	一パーセント未満
シアン化カリウム	一パーセント未満
シアン化ナトリウム	一パーセント未満
四塩化炭素	一パーセント未満
一・四 ジオキサソ	一パーセント未満
シクロヘキサノール	一パーセント未満
シクロヘキサノン	一パーセント未満
一・二 ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	一パーセント未満
一・二 ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)	一パーセント未満
ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)	一パーセント未満
三・三 ジクロロ 四・四 ジアミノジフェニルメタン	〇・一パーセント未満
N・N ジメチルホルムアミド	〇・三パーセント未満
臭化メチル	一パーセント未満
重クロム酸又は重クロム酸塩	〇・一パーセント未満
硝酸アンモニウム	〇・三パーセント未満
水銀又は無機水銀化合物(硫化水	〇・三パーセント未満

銀を除く)	
スチレン	〇・三パーセント未満
一・一・二・二 テトラクロルエタン(別名四塩化アセチレン)	一パーセント未満
テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)	〇・一パーセント未満
テトラヒドロフラン	一パーセント未満
一・一・一 トリクロルエタン	一パーセント未満
トリクロルエチレン	〇・一パーセント未満
トリレンジイソシアネート	一パーセント未満
トルエン	〇・三パーセント未満
鉛化合物(令第十八条第二十四号に掲げる鉛化合物をいう。)	〇・一パーセント未満
ニツケル化合物(ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	〇・一パーセント未満
ニツケルカルボニル	〇・一パーセント未満
ニトログリセリン	〇・一パーセント未満
ニトロセルロース	
二硫化炭素	〇・三パーセント未満
ノルマルヘキサソ	一パーセント未満
パラ ジメチルアミノアソベンゼン	一パーセント未満
パラ ニトロクロルベンゼン	一パーセント未満
ピクリン酸	
砒素又はその化合物(アルシン及び砒化カリウムを除く。)	〇・一パーセント未満
フェノール	〇・一パーセント未満
一・三 プタジエン	〇・一パーセント未満
一 プタノール	一パーセント未満
二 プタノール	一パーセント未満
非水素	一パーセント未満
ベンゼン	〇・一パーセント未満
ペンタクロルフエノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩	〇・三パーセント未満

ホルムアルデヒド	〇・一パーセント未満
マゼンタ	〇・一パーセント未満
メタノール	〇・三パーセント未満
メチルイソブチルケトン	一パーセント未満
メチルエチルケトン	一パーセント未満
メチルシクロロヘキサノール	一パーセント未満
メチルシクロヘキサノン	一パーセント未満
メチルノルマルブチルケトン	一パーセント未満
メチルメチル	一パーセント未満
硫化水素ナトリウム	一パーセント未満
硫化ナトリウム	一パーセント未満
硫酸ジメチル	〇・一パーセント未満

備考 名称等を表示すべき危険物及び有害物から除かれる物

一 四アルキル鉛を含有する製剤その他の物のうち、加鉛ガソリン

二 ニトログリセリンを含有する製剤その他の物のうち、九十八パーセント以上の不揮発性に水に溶けない鈍感剤で鈍性化したものであって、ニトログリセリンの含有量が一パーセント未満のもの

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（抄）

平成一八・二・一六厚生労働省告示第二五号
最終改正 平成二〇・一・二〇厚生労働省告示第五二二号

（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）

第一条 労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。）とする。

コード	物	含有量 (重量パーセント)
六十	アクリル酸エチル	〇・一パーセント未満
六十一	アセトアルデヒド	〇・一パーセント未満
六十二	アンチモン及びその化合物	〇・一パーセント未満
六十三	インジウム及びその化合物	一パーセント未満
六十四	エチルベンゼン	〇・一パーセント未満
六十五	カテコール	〇・一パーセント未満
六十六	キシリジン	〇・一パーセント未満
六十七	コバルト及びその化合物	〇・一パーセント未満
六十八	酢酸ビニル	〇・一パーセント未満
六十九	酸化チタン（ ）	一パーセント未満
七十	一・三 ジクロロプロペン	〇・一パーセント未満
七十一	ジメチル ニ・ニ ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）	〇・一パーセント未満
七十二	テトラニトロメタン	〇・一パーセント未満

七十三	ナフタレン	〇・一パーセント未満
七十四	ニトロベンゼン	〇・一パーセント未満
七十五	ニトロメタン	〇・一パーセント未満
七十六	ピラジクロロベンゼン	〇・一パーセント未満
七十七	四ヒニル 一 シクロヘキサセン	〇・一パーセント未満
七十八	四ヒニルシクロロヘキサセン	〇・一パーセント未満
七十九	ヘキサクロロエタン	〇・一パーセント未満

（有害物はく露作業報告の対象及び期日）

第二条 事業者は、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条の表の欄に掲げる物の量（同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同欄に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、平成二十一年三月三十一日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

特定化学物質障害予防規 則（抄）

昭和四七・九・三〇労働省令第三九号

最終改正 平成二〇・一・一 厚生労働省令第一五八号

（定義等）

第二条（略）

一・一（略）

三 特定第一類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号

1、2、4から7まで、12、17、19、20、23、24、26、27、28から30まで、31の2及び34から36までに掲げる物並びに別表第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十七号、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。

四・一七（略）

2・3（略）

第五条 事業者は、特定第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場（特定第二類物質を製造する場合、特定第二類物質を製造する事業場において当該特定第二類物質を取り扱う場合、燻蒸作業を行う場合において令別表第三号、第二十号若しくは第三十二に掲げる物又は別表第一第十七号、第二十号若しくは第三十一号の二に掲げる物（以下、臭化メチル等）という。）を取り扱うとき、及び令別表第三第二号30に掲げる物又は別表第一第三十号に掲げる物（以下、ベンゼン等）という。）を溶剤（希釈剤を含む。第三十八条の十六において同じ。）として取り扱う場合に特定第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場を除く。）又は管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場については、当該特定第二類物質若しくは管理第二

類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けなければならない。ただし、当該特定第二類物質若しくは管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはブッシュ型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りでない。

（測定及びその記録）

第三十六条 1・2（略）

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号4から6まで、8、12、14、17、23の2、24、26、27の2、29、30の2若しくは32に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一第一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下、クロム酸等）という。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

（測定結果の評価）

第三十六条の二 1・2（略）

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6に掲げる物又は同表第二号4から6まで、14、19、23の2、24、27の2、29、30若しくは31の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

（提示）

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ヒフェニル等を除く。）又は令別表第三第一号4から6まで、8、11、12、14、19、21、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第四号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号、第十九号、第二十

一号、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二若しくは第三十二号に掲げる物（以下、特別管理物質）と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限り、次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一・四（略）

（燻蒸作業に係る措置）

第三十八条の十四（略）

一 燻蒸に伴う倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸する場所における空气中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度の測定は、当該倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸する場所の外から行うことができるようにする。

二・七（略）

イ・八（略）

二 倉庫若しくはコンテナの燻蒸した場所にとびら等を開放した後初めて労働者を立ち入らせる場合又は一部を開放した倉庫内の燻蒸が行われていない場所に労働者を立ち入らせる場合には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナの燻蒸した場所又は当該燻蒸が行われていない場所における空气中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該燻蒸が行われていない場所に係る測定は、当該場所の外から行うこと。

ハ・十（略）

イ・九（略）

ハ 燻蒸した場所若しくは当該燻蒸した場所に隣接する居住室等に天幕を外した直後に労働者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等に労働者を立ち入らせる場合には、当該場所又は居住室等における空气中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に

係る測定は、当該居住室等の外から行うこと。

十一 (略)

イ・ロ (略)

八 煙蒸した船舶若しくは当該煙蒸した船舶に隣接する居住室等にはニルシート等を外した後初めて労働者を立ち入らせる場合には、当該船舶に隣接する居住室等に労働者を立ち入らせる場合には、当該船舶又は居住室等における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させるときは、当該居住室等の外から行うこと。

十二 第七号二、第十号へ又は前号八の規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所における労働者を立ち入らせないこと。ただし、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者を、当該場所に立ち入らせることができる。

物	値
シアン化水素	三ミリグラム又は三立方センチメートル
臭化メチル	四ミリグラム又は一立方センチメートル
ホルムアルデヒド	〇・一ミリグラム又は〇・一立方センチメートル

備考 (略)

2 事業者は、倉庫、コンテナ、船舶等の臭化メチル等を用いて煙蒸した場所若しくは当該場所に隣接する居住室等又は煙蒸中の場所に隣接する居住室等において煙蒸作業以外の作業に労働者を従事させようとするときは、次に定めるところ

によらなければならない。ただし、労働者が臭化メチル等により汚染されるおそれのないことが明らかなきときは、この限りでない。

一 倉庫、コンテナ、船舶等の煙蒸した場所若しくは当該場所に隣接する居住室等又は煙蒸中の場所に隣接する居住室等における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。

二 前号の規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が前項第十二号の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に労働者を立ち入らせないこと。

(健康診断の実施)

第三十九条 事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務(石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務を除く。)に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、令第二十二条第二項の業務(石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務を除く。)に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事する同表の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3・4 (略)

附 則(平成二〇・二一・二二年厚生労働省令第一五八号)

(抄)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)

第三条 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十一年七月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械であつて、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第二号23の2若しくは27の2に掲げる物(労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百四十九号))による改正前の労働安全衛生法施行令別表第三第二号15に掲げる物に該当するものを除く。)又は第二条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)以下、新特化則)という。

(別表第一第二十三号の二若しくは第二十七号の二に掲げる物(同条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則別表第一第十五号に掲げる物に該当するものを除く。)(以下、ニツケル化合物等又は砒素等)という。)に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)

第四条 ニツケル化合物等又は砒素等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十二年三月三十一日までの間は、新特化則第五条の規定は、適用しない。

(床に関する経過措置)

第五条 ニツケル化合物等又は砒素等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十二年三月三十一日までの間は、新特化則第二十一条の規定は、適用しない。

	(二十四)	ニツケル化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	業務の経歴の調査 一 作業条件の簡易な調査 二 ニツケル化合物による皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の調査 三 皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の有無の調査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の調査	胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状又は自覚症状の有無の調査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の調査
	(二十五)～(二十七) (略)				
	(二十八)	砒素又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	業務の経歴の調査 一 作業条件の簡易な調査 二 砒素又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の調査 三 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の調査 四 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の調査 五 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の調査 七 令第二十三条第五号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影	

	(二十九)	非 ⁵ 化水素(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	業務の経歴の調査 一 非 ⁵ 化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の調査 二 眼、鼻又は口腔の粘膜の炎症、歯牙の変色等の他覚症状又は自覚症状の有無の調査 三 皮膚炎等の皮膚所見の有無の調査 四 尿中のウロビリノーゲンの検査	による検査 一 業務の経歴の調査 二 非 ⁵ 化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の調査 三 眼、鼻又は口腔の粘膜の炎症、歯牙の変色等の他覚症状又は自覚症状の有無の調査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の調査 五 尿中のウロビリノーゲンの検査
	(三十)	ベータ ² プロピオラクトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	業務の経歴の調査 一 ベータ ² プロピオラクトンによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の調査 二 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の調査 三 露出部分の皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 四 撮影による検査 一 業務の経歴の調査 二 ベンゼンによる頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 三 白血球数の検査 四 白血球中の赤血球数の検査 五 業務の経歴の調査 二 ベンタクトロルフエノール(別名PCP)	
	(三十二)	ベンタクトロルフエノール(別名PCP)	六月	業務の経歴の調査 一 ベンタクトロルフエノール又はそのナトリウム塩	

	(三十三)	マンガン又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	業務の経歴の調査 一 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔ばう、青顔、流涙、発汗異常、手指の振せん、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 二 せき、たん、仮面様顔ばう、青顔、流涙、発汗異常、手指の振せん、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 三 せき、たん、仮面様顔ばう、青顔、流涙、発汗異常、手指の振せん、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 四 握力の測定	又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 によるせき、たん、咽頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、心悸亢進、多汗、発熱、皮膚掻痒感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 三 せき、たん、咽頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、心悸亢進、多汗、発熱、皮膚掻痒感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿中の糖の有無及びウロビリノーゲンの検査 五 血圧の測定 六 尿中の糖の有無及びウロビリノーゲンの検査
	(三十四)	沃化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製	六月	業務の経歴の調査 一 沃化メチルによる頭痛、めまい、眩暈、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚	

別表第四(第三十九条関係)

<p>劑その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>症状の既往歴の有無の検査 三 頭痛、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
<p>(三十五) 硫化水素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>六月 一 業務の経歴の調査 二 硫化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、悪心、せき、上気道刺激症状、胃痛症状、結膜及び角膜の異常、歯牙の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>
<p>(三十六) 硫酸ジメチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>六月 一 業務の経歴の調査 二 硫酸ジメチルによる呼吸器症状、眼の症状、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 三 せき、たん、嘔声、流涎、結膜及び角膜の異常、脱力感、胃痛症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 五 尿中の蛋白の有無及びウロビリノーゲンの検査</p>
<p>(三十七) 次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一 四アミノジフェニル及びその塩 二 ロジフェニル及びその</p>	<p>六月 一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣のバビニコラ法による細胞診)の検査</p>

<p>塩 三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>
--

<p>業務 (二十一) 略 (二十二) 略 (二十三) 略 (二十四) 略</p>	<p>項目 一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査 三 医師が必要と認める場合は、運動機能の検査、視力の精密検査及び視野の検査又は脳波検査 四 作業条件の調査 五 医師が必要と認める場合は、運動機能の検査、視力の精密検査及び視野の検査又は脳波検査 六 作業条件の調査 七 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、</p>
<p>(二十一) 臭化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、運動機能の検査、視力の精密検査及び視野の検査又は脳波検査</p>
<p>(二十二) 水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>一 作業条件の調査 二 神経医学的検査 三 尿中の水銀の量の測定及び尿沈渣検鏡の検査</p>
<p>(二十三) トリレンジイソシアネート(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>一 作業条件の調査 二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状のある場合は、胸部理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又はアレルギー反応の検査</p>
<p>(二十四) ニツケル化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、尿中のニツケルの量の測定、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、</p>

(二十五) (二十七) (略)	皮膚貼布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿管機能検査又は鼻腔の耳鼻科学的検査	(二十八) 砒素又はその化合物（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	(二十九) 非化水素（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	(二十七) ペーパプロビオラクトン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	(三十二) ペンタクロロフェン
	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査 三 尿中の砒素化合物（砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸に限る。）の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、嗜痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査 三 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 四 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、肝機能検査、尿中の砒素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定	一 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 二 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、肝機能検査、尿中の砒素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査 三 嗜痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査	一 作業条件の調査 二 血液像その他の血液に関する精密検査 三 神経医学的検査 四 作業条件の調査

(三十三)	一 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合 二 胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査 三 肝機能検査 四 白血球数の検査 五 医師が必要と認める場合は、尿中のペンタクロロフェニールの量の測定	(三十四) 沃化メチル（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	(三十五) 硫化水素（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	(三十六) 硫酸ジメチル（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	(三十七) 次の物を試験研究のために製造し、又は
	一 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合 二 胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査 三 肝機能検査 四 白血球数の検査 五 医師が必要と認める場合は、尿中のペンタクロロフェニールの量の測定	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、血液中のマンガンの量の測定	一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査	一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合

使用する業務 一 四 アミノゾフ 二 エル及びその塩 三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	合は、膀胱鏡調査又は腎臓鏡検査
---	-----------------

一、一六（略）

七、三、二 シクロロ 四、四 ジアミノジフェニルメタン

を含有する製剤その他の物。ただし、三、三 シクロロ
四、四 ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パー
セント以下のものを除く。

八 重クロム酸又はその塩を含有する製剤その他の物。た
だし、重クロム酸又はその塩の含有量が重量の一パーセント

以下のものを除く。

九 ニッケル化合物を含有する製剤その他の物。ただし、ニ
ッケル化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを
除く。

十、十一（略）

十二 砒素又はその化合物を含有する製剤その他の物。た
だし、砒素又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以
下のものを除く。

十三 ベータ プロピオラクトンを含有する製剤その他の
物。ただし、ベータ プロピオラクトンの含有量が重量の
一パーセント以下のものを除く。

十四 ベンゼンを含有する製剤その他の物。ただし、ベンゼ
ンの含有量が容量の一パーセント以下のものを除く。

十五 マゼンタを含有する製剤その他の物。ただし、マゼン
タの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

石綿障害予防規則（抄）

平成一七・二・二四厚生労働省令第二二号

最終改正 平成二〇・一・一・二厚生労働省令第一五八号

（作業の記録）

第三十五条 事業者は、石綿等を取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。

一（略）

二 石綿等を取扱い、又は試験研究のため製造する作業に従事した労働者については、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

三 石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業（前号の作業を除く。
以下この号において、周辺作業」という。）に従事した労働者（以下この号において、周辺作業従事者」という。）

にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取扱い、又は試験研究のため製造する作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間

四 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

（健康診断の実施）

第四十条 事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一、四（略）

2 事業者は、令第二十二条第二項の業務（石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、定期に、前項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3（略）

附 則（平成二〇・一・一・二厚生労働省令第一五八号）

（抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行す。

作業環境測定法施行規則

(抄)

昭和五〇・八・一労働省令第二〇号

最終改正 平成二〇・一一・二八厚生労働省令第一六三号

第五条 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるもの研究機関において空気環境その他の環境の測定に関する研究の業務に従事した経験を有するもの(前号に掲げる者を除く。)

三 (略)

2. 3 (略)

(指定の申請)

第三十一条 1・2 (略)

一 定款及び登記事項証明書

二 四 (略)

(試験員の要件)

第三十四条 (略)

一 (略)

二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるもの研究機関において空気環境その他の環境の測定に関する研究の業務に従事した経験を有するもの

三 (略)

(指定の申請)

第五十一条の二 1・2 (略)

一 定款及び登記事項証明書

二 四 (略)

(証票)

第六十七条 1 (略)

2 法第四十一条第二項において準用する法第三十九条第二項の証票は、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十号)様式第二十一号の二による。

附 則 平成二〇・一一・二二厚生労働省令第一五八号)

(抄)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇・一一・二八厚生労働省令第一六三号)

(抄)

(施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

別表 作業場の種類(第三条 第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係)

九条、第六十一条関係)

一 三 (略)

四 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号6に係るもの若しくは同表第二号10、11、13、21、22、23の2、27の2若しくは33に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)別表第一第十号、第十一号、第十三号、第二十一号、第二十二号、第二十三号の二、第二十七号の二若しくは第三十三号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令別表第四第一号から第八号まで、第十号若しくは第十六号に掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行つ隔離室におけるものを除く。)を行う屋内作業場

五 (略)

雇用対策法施行規則（抄）

昭和四一・七・二労働省令第三号

最終改正 平成二〇・一一・二六厚生労働省令第一六五号

（訓練手当）

第二条 1・2（略）

一〇七（略）

七の二 障害者雇用促進法第二条第六号に規定する精神障害者（第六条の二において「精神障害者」という。）のうち、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定されたもの

八〇一（略）

三〇七（略）

（特定求職者雇用開発助成金）

第六条の二 1・2（略）

3 第一項第一号に該当する雇入れであつて、短時間労働者一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、雇用保険法第六条第一号の二の厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。以下この条において同じ。）として雇い入れる場合（次項各号に掲げる者を雇い入れる場合を除く。）における前項の規定の適用については、同項中、「五十万円」とあるのは、「三十万円」と、「六十万円」とあるのは、「四十万円」とする。

4 第一項第一号に該当する雇入れであつて、短時間労働者として次に掲げる者を雇い入れる場合における第二項の規定の適用については、同号中、「五十万円」とあるのは、「三十万円」とする。

一 身体障害者

二 知的障害者

三 精神障害者

5 第一項第一号に該当する雇入れであつて、次の各号のいずれかに該当する者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合及び次項各号に掲げる者を雇い入れる場合を除く。）における第二項の規定の適用については、同号中、「六十万円」とあるのは、「九十万円」とする。

一 身体障害者

二 知的障害者

6 第一項第一号に該当する雇入れであつて、次の各号のいずれかに該当する者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合を除く。）における第二項の規定の適用については、同項中、「五十万円」とあるのは、「百万円」と、「六十万円」とあるのは、「百六十万円」とする。

一〇五（略）

7 第一項の規定にかかわらず、国、地方公共団体、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人に限る）、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人に対しては、特定求職者雇用開発助成金を支給しない。

8 第一項の規定にかかわらず、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百二条の二に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主に対しては、特定求職者雇用開発助成金を支給しない。

附 則（平成二〇・一一・二八厚生労働省令第一六五号）

（抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。

（雇用安定事業等に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日 中略 前にこの省令による 中

略 改正前の雇用対策法施行規則第六条の二の規定により特定求職者雇用開発助成金の支給を受けることができることとなつた事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

二〇五（略）

青少年の雇用機会の確保等に
関して事業主が適切に対処す
ための指針（抄）

平成一九・八・三厚生労働省告示第二七五号
最終改正 平成二一・一・一九厚生労働省告示第六号

第一（略）

第二 事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置
事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じ
て培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況
等にとらわれることなく、人物本位による正当な評価を行う
べく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。

一 ミスマッチ防止の観点から、募集及び採用の時点におい
て、業務内容、勤務条件、職場で求められる能力・資質、
キャリア形成等についての情報を明示すること。

二 意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する
観点から、学校等の卒業者についても、学校等の新規卒業
予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定するこ
と。

また、学校等の新規卒業予定者を募集するに当たって
は、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、
上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができ
るよう検討すること。

三 学校等の新規卒業予定者等の採用時期については、春季
の一括採用が雇用慣行として定着しているところである
が、何らかの理由により当該時期を逸した青少年に対して
も応募の機会を提供する観点から、通年採用や秋季採用の
導入等を積極的に検討すること。

四 職業経験が少ないこと等により、青少年を雇入れの当初
から正社員として採用することが困難な場合には、若年者
トライアル雇用等の積極的な活用により、当該青少年の適

性や能力等についての理解を深めることを通じて、青少年
に安定した職業に就く機会を提供すること。

なお、青少年の募集に当たっては、企業の求める人材像や
採用選考に当たって重視する点等を明示し、いわゆるフリー
ター等についても、その有する適性や能力等を正当に評価す
るとともに、応募時点における職業経験のみならず、ポラン
ティア活動の実績等を考慮するなど、その将来性も含めて長
期的な視点に立つて判断することが望ましい。

また、採用内定を行うに当たっては、採否の結果を明確に
伝えるとともに、確実な採用の見通しに基づいて行うものと
すること。採用内定者に対しては、文書により、採用の時期、
採用条件及び内定の取消し事由等を明示するとともに、採用
内定者が学校等を卒業することを採用の条件としている場合
についても、内定時にその旨を明示するよう留意すること。

さらに、採用内定者について労働契約が成立したと認めら
れる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相
当であると認められない採用内定取消しは無効とされること
について十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、最
大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずること。また、
やむを得ない事情により採用内定取消しの対象となった学校
等の新規卒業予定者の就職先の確保について最大限の努力を
行うとともに、これらの者からの補償等の要求には誠意を
持つて対応するものとする。

第三（略）

職業安定法施行規則（抄）

昭和二二・一一・二九労働省令第二二号
最終改正 平成二一・一・一九厚生労働省令第四号

第十七条の四 厚生労働大臣は、第三十五条第三項の規定によ
り報告された同条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規
定による取り消し、又は撤回する旨の通知の内容（当該取消
し又は撤回の対象となつた者の責めに帰すべき理由によるも
のを除く。）が、厚生労働大臣が定める場合におけるとき
（倒産（雇用保険法第二十三条第二項第一号に規定する倒産
をいう。）により第三十五条第二項に規定する新規卒業者に
係る翌年度の募集又は採用が行われないことが確実な場合を
除く。）は、学生生徒等の適切な職業選択に資するよう学生
生徒等に当該報告の内容を提供するため、当該内容を公表す
ることができ。

2 公共職業安定所は、前項の規定による公表が行われたとき
は、その管轄区域内にある過当と認める学校に、当該公表の
内容を提供するものとする。

（法第五十四条に関する事項）

第三十五条 1（略）

2 学校（小学校及び幼稚園を除く。）、専修学校、職業能力
開発促進法第十五条の六第一項各号に掲げる施設又は職業能
力開発総合大学校（以下この条において、施設」と総称する。）
を新たに卒業しようとする者（以下この項において、「新規学
卒者」という。）を雇入れようとする者は、次の各号のい
ずれかに該当する場合においては、あらかじめ、公共職業安
定所及び施設の長（業務分担学校長及び法第三十二条の第二
一項の規定により届出をして職業紹介事業を行う者に限る。）
に職業安定局長が定める様式によりその旨を通知するものと
する。

一（三）（略）

3 公共職業安定所長は、前項の規定による通知の内容を都道府県労働局長を経て厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 法第五十四条の規定による工場、事業場等の指導については、職業安定局長の定める計画並びに具体的援助要項に基づき、職業安定組織がこれを行うものとする。

5 職業安定組織が前項の指導を行うに当たつては、労働争議に介入し、又は労働協約の内容に干与してはならない。

附則（平成二・一・一九厚生労働省令第四号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下、施行日）という。）前にされたこの省令による改正前の職業安定法施行規則（以下、旧規則）という。）第三十五条第二項の規定による通知又は同条第三項の規定による報告のうち、施行日以後に就業を開始することを予定していた新規学卒者（同条第二項に規定する新規学卒者をいう。以下同じ。）に係るものについて、それぞれこの省令による改正後の職業安定法施行規則（以下、新規則）という。）第三十五条第二項の規定による通知又は同条第三項の規定による報告とみなして、新規則第十七条の規定を適用する。ただし、旧規則第三十五条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により通知された取り消し、又は撤回する旨の内容が、当該取り消し又は撤回（以下、内定取消し）という。）の撤回その他これに準ずる措置を講じ、施行日以後に新規則第十七条の四に規定する厚生労働大臣が定める場合に該当しなくなったとき又は内定取消しの対象となつた新規学卒者の安定した雇用が確保されたときは、この限りでない。

第三条 施行日前に旧規則第三十五条第二項の規定により通知するものとされていた事項で、施行日前にその通知がされていなくても、これを新規則第三十五条第二項の規定により通知するものとされている事項についてその通知が

されていなくてもみなして、新規則第三十五条第二項の規定を適用する。ただし、旧規則第三十五条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により通知するものとされていた取り消し、又は撤回する旨の内容が、内定取消しの撤回その他これに準ずる措置を講じ、施行日以後に新規則第十七条の四に規定する厚生労働大臣が定める場合に該当しなくなったとき又は内定取消しの対象となつた新規学卒者の安定した雇用が確保されたときは、この限りでない。

職業安定法施行規則第十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合

平成二・一・一九厚生労働省告示第五号

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第十七条の四第一項の規定に基づき、職業安定法施行規則第十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合を次のように定める。

職業安定法施行規則第十七条の四第一項の厚生労働大臣が定める場合は、同令第三十五条第三項の規定により報告された同条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による取り消し、又は撤回する旨の通知の内容が、次のいずれかに該当する場合とする。

一 二年度以上連続して行われたもの

二 同一年度内において十名以上の者に対して行われたもの（職業安定法施行規則第三十五条第三項の規定により報告された取り消し又は撤回（以下、内定取消し）という。）の対象となつた新規学卒者の安定した雇用を確保するための措置を講じ、これらの者の安定した雇用を速やかに確保した場合を除く。）

三 生産量その他事業活動を示す最近の指標、雇用者数その他雇用量を示す最近の指標等にかんがみ、事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないときに、行われたもの

四 前三号に掲げるものほか、次のいずれかに該当する事実が確認されたもの

イ 内定取消しの対象となつた新規学卒者に対して、内定取消しを行わざるを得ない理由について十分な説明を行わなかつたとき。

口 内定取消しの対象となった新規学卒者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったとき。

障害者の雇用の促進等に関する法律

(抄)

昭和三五・七・二五法律第一二二号

最終改正 平成二〇・一一・二六法律第九六号

編注 本目次は、次のように改正され、平成二二年七月一日から施行される。

目次

第一章～第三章 (略)

第一節～第二節 (略)

第三節 精神障害者に関する特例(第六十九条 第七十三条)

第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例(第七十四条)

第五節 障害者の在宅就業に関する特例(第七十四条の二・第七十四条の三)

第四章・第五章 (略)

附則

編注 本目次は、次のように改正され、平成二四年四月一日から施行される。

第一章・第二章 (略)

第一節～第三節 (略)

第四節 障害者就業・生活支援センター(第二十七条)

第三章～第五章 (略)

附則

編注 本目次は、次のように改正され、平成二四年四月一日から施行される。

第一章・第二章 (略)

第一節～第三節 (略)

第四節 障害者就業・生活支援センター(第二十七条)

第三章～第五章 (略)

附則

編注 本条は、次のように改正され、平成二四年四月一日から施行される。

(事業主に対する助言及び指導)

第十八条 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助員、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に關する技術的事項(次節において、障害者の雇用管理に關する事項)という。)についての助言又は指導を行うことができる。

編注 本条は、次のように改正され、平成二四年四月一日から施行される。

(障害者職業総合センター)

第二十条 (略)

一～三 (略)

四、広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに關する技術的事項についての助言、指導その他の援助を行うこと。

五 (略)

イ 障害者に対する職業評価(障害者の職業能力、適性等を評価し、及び必要な職業リハビリテーションの措置を判定することをいう。以下同じ。)、職業指導、基本的な労働の習慣を体得させるための訓練(第二十一条第一号及び第二十八条第二号において、「職業準備訓練」といふ。)並びに職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習(以下、「職業講習」という。)を行うこと。

ロ・ハ (略)

六 (略)

(地域障害者職業センター)

第二十二條 (略)

一～四 (略)

五 第三十四条の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに關する技術的事項についての助言その他の援助を行うこと。

六 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

編注 本条は、次のように改正され、平成二四年四月一日から施行される。

(地域障害者職業センター)

第二十二條 (略)

一四 (略)

五 第二十七條第二項の障害者就業・生活支援センター

その他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を行うこと。

六 (略)

編注 本条は、次のように改正され、平成二四年四月一日から施行される。

(障害者職業センター相互の連絡及び協力等)

第二十五條 1・2 (略)

3 障害者職業センターは、公共職業安定所の行う職業紹介等の措置、第二十七條第二項の障害者就業・生活支援センターの行う業務並びに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五條の六第三項の公共職業能力開発施設及び同法第二十七條の職業能力開発総合大学校(第八十三條において、公共職業能力開発施設等、という。)の行う職業訓練と相まって、効果的に職業リハビリテーションが推進されるように努めるものとする。

編注 本節名は、次のように改正され、平成二四年四月一日から施行される。

第四節 障害者就業・生活支援センター

編注 本条は、次のように改正され、平成二四年四月一日から施行される。

(指定)

第二十七條 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者(以下この節において、支援対象障害者、という。)(の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人

若しくは一般財団法人、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下、障害者就業・生活支援センター、という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 障害者就業・生活支援センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 (略)

編注 本条は、次のように改正され、平成二四年四月一日から施行される。

(業務)

第二十八條 障害者就業・生活支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。

二 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センターその他厚生労働省令で定める事業主により行

われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること。

三 前二号に掲げるもののほか、支援対象障害者その職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

編注 本条は、次のように改正され、平成二四年四月一日から施行される。

(地域障害者職業センターとの関係)

第二十九條 障害者就業・生活支援センターは、地域障害者職業センターの行う支援対象障害者に対する職業評価に基づき、前条第二号に掲げる業務を行うものとする。

編注 本条は、次のように改正され、平成二四年四月一日から施行される。

(事業計画等)

第三十條 障害者就業・生活支援センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 障害者就業・生活支援センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

編注 本条は、次のように改正され、平成二四年四月一日から施行される。

(監督命令)

第三十一條 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者就業・生活支援センターに対し、第二十八條に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

編注 本条は、次のように改正され、平成二四年四月一日から施行される。

(指定の取消し等)

第三十二條 都道府県知事は、障害者就業・生活支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七條第一項の規定による指定(以下この条において、指定、という。)を取り消すことができる。

2 (略)

編注 本節名は、平成二四年四月一日から削られる。

第五節 障害者就業・生活支援センター

編注 第三条から第三六条は、次のように改正され、

平成二四年四月一日から施行される。

(秘密保持義務)

第三十三條 障害者就業・生活支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二十八條第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十四條から第三六條まで、削除

編注 本条は、次のように改正され、平成二二年七月一日から施行される。

一 日から施行される。

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務)

第三十八條 国及び地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ)は、職員(当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ)に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ)の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三條第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の職員の総数の算定に当たつては、短時間勤務職員一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第四十三條第三項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員をいう。以下同じ。)は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の職員に相当するものとみなす。

の職員に相当するものとみなす。

3 第一項の身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たつては、身体障害者又は知的障害者である短時間勤務職員は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である職員に相当するものとみなす。

4 第一項の身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員(短時間勤務職員を除く。)は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である職員に相当するものとみなす。

5 第一項の身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たつては、第三項の規定にかかわらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である職員に相当するものとみなす。

編注 本条は、次のように改正され、平成二二年七月一日から施行される。

一 日から施行される。

(一般事業主の雇用義務等)

第四十三條 事業主(常時雇用する労働者(以下単に「労働者」といふ。)を雇用する事業主をいひ、国及び地方公共団体を除く。以下同じ)は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六條第一項において、法定雇用障害者数」といふ。)以上であるようにしなければならない。

2 (略)

3 第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定に当たつては、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者(一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、

厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者をいう。以下同じ)は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

4 第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び第二項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者(短時間労働者を除く。)は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

5 第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び第二項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定に当たつては、第三項の規定にかかわらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

6 第二項の規定にかかわらず、特殊法人(法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ)に係る第一項の障害者雇用率は、第二項の規定による率を下回らない率であつて政令で定めるものとする。

7 事業主(その雇用する労働者の数が常時厚生労働省令で定める数以上である事業主に限る)は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

8 第一項及び前項の雇用する労働者の数並びに第二項の労働者の総数の算定に当たつては、短時間労働者は、その一人を

もつて、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。

(子会社に雇用される労働者に関する特例)

第四十四条 特定の株式会社(第四十五条の第三項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。)と厚生労働省令で定める特殊の関係のある事業主で、当該事業主及び当該株式会社(以下「子会社」という。)の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「親事業主」という。)に係る前条第一項及び第五項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一―四 (略)

2 (略)

編注

本条は、次のように改正され、平成二年七月一日から施行される。

(子会社に雇用される労働者に関する特例)

第四十四条 特定の株式会社(第四十五条の第三項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。)と厚生労働省令で定める特殊の関係のある事業主で、当該事業主及び当該株式会社(以下「子会社」という。)の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「親事業主」という。)に係る前条第一項及び第七項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一―四 (略)

2 前項第二号の労働者の総数の算定に当たっては、短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。

3 第一項第二号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たっては、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省

令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定をした後に、親事業主が同項に定める特殊の関係について要件を満たさなくなつたと若しくは事業を廃止したとき、又は当該認定に係る子会社について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第四十五条 親事業主であつて、特定の株式会社(当該親事業主の子会社及び第四十五条の第三項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。)と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、当該親事業主、当該子会社及び当該株式会社(以下「関係会社」という。)の申請に基づいて当該親事業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「親事業主」という。)に係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一―三 (略)

2 関係会社が、前条第一項又は次条第一項の認定を受けたものである場合は、前項の申請をすることができない。

3 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

編注 本条は、次のように改正され、平成二年七月一日から施行される。

第四十五条 親事業主であつて、特定の株式会社(当該親事業主の子会社及び第四十五条の第三項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。)と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、当該親事業主、当該子会社及び当該株式会社(以下「関係会社」という。)の申請に基づいて当該親事業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「親事業主」という。)に係る第四十三条第一項及び第七項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係会社の事業

所は当該親事業主の事業所とみなす。

一 (略)

二 当該親事業主が第七十八条第一項各号に掲げる業務を担当する者を同項の規定により選任してあり、かつ、その者が当該子会社及び当該関係会社についても同項第一号に掲げる業務を行うこととしていること。

三 (略)

2 (略)

3 前条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

第四十五条の二 事業主であつて、当該事業主及びそのすべての子会社の申請に基づいて当該親事業主及び当該申請に係る子会社(以下「関係会社」という。)に基づいて次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「関係親事業主」という。)に係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所とみなす。

一 当該親事業主が第七十八条各号に掲げる業務を担当する者を同条の規定により選任してあり、かつ、その者が当該関係子会社についても同条第一号に掲げる業務を行うこととしていること。

二 当該事業主が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者及び当該関係子会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。

三 当該関係子会社が雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、厚生労働大臣が定める数以上であること。

四 当該関係子会社がその雇用する身体障害者若しくは知的障害者である労働者の雇用管理を適正に行つてに足りる能力を有し、又は他の関係子会社が雇用する身体障害者若しくは知的障害者である労働者の行う業務に關し、その行う事業と当該他の関係子会社の行う事業との人的関係若しくは

營業上の関係が緊密であること。

2 関係子会社が第四十四条第一項又は前条第一項の認定を受けたものである場合には、これらの規定にかかわらず、当該子会社又は当該関係会社を関係子会社とみなして、前項（第三号及び第四号を除く。）の規定を適用する。

3 事業主であつて、その関係子会社に第一項の認定を受けたものがあるものは、同項の認定を受けることができない。

4 第一項第三号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

5 第四十四条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

5 第四十四条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。
編集 本条は、次のように改正され、平成二十二年七月一日から施行される。

（関係子会社に雇用される労働者に関する特例）

第四十五条の二 事業主であつて、当該事業主及びそのすべての子会社（以下、「関係子会社」という。）について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下、「関係親事業主」という。）に係る第四十三条第一項及び第七項の規定の適用については、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所とみなす。

一 当該事業主が第七十八条第一項各号に掲げる業務を担当する者と同項の規定により選任しており、かつ、その者が当該関係子会社についても同項第一号に掲げる業務を行うこととしていること。

（一）四（略）

（略）

4 第一項第三号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、身体障害者又は知的障害者

である短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

5 第一項第三号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者（短時間労働者を除く。）は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

6 第一項第三号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、第四項の規定にかかわらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

7 第四十四条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

（特定事業主に雇用される労働者に関する特例）

第四十五条の三 事業協同組合等であつて、当該事業協同組合等及び複数のその組合員たる事業主（その雇用する労働者の数が常時第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数以上である事業主に限り、第四十四条第一項、第四十五条第一項、前条第一項又はこの項の認定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は組合員たる事業主であるものを除く。以下、「特定事業主」という。）の申請に基づいて当該事業協同組合等及び当該特定事業主について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下、「特定組合等」という。）に係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす。

一 当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者が行う業務に関し、当該事業協同組合等の行う事業と当該特定事業主の行う事業との人的関係又は営業上の関係が緊密であること。

二 当該事業協同組合等の定款、規約その他これらに準ずるものにおいて、当該事業協同組合等が第五十三条第一項の障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用状況に応じて当該障害者雇用納付金に係る経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあること。

三 当該事業協同組合等が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者及び当該特定事業主に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定に関する事業（第三項において、「雇用促進事業」という。）を適切に実施するための計画（以下この号及び同項において、「実施計画」という。）を作成し、実施計画に従つて、当該身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができることと認められること。

四 当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数及びその数の当該事業協同組合等が雇用する労働者の総数に対する割合が、それぞれ、厚生労働大臣が定める数及び率以上であること。

五 当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

六 当該特定事業主が雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、厚生労働大臣が定める数以上であること。

2 この条において、「事業協同組合等」とは、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 雇用促進事業の目標（事業協同組合等及び特定事業主がそれぞれ雇用しようとする身体障害者又は知的障害者である労働者の数に関する目標を含む。）

二 雇用促進事業の内容
三 雇用促進事業の実施時期

4 特定事業主が、第四十四条第一項、前条第一項又は第一項の認定を受けたものである場合は、同項の申請をすることができない。

5 前条第四項の規定は、第一項第六号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について準用する。

6 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定に係る事業協同組合等及び特定事業主について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

補注 本条は、次のように改正され、平成二年七月一日から施行される。

(特定事業主に雇用される労働者に関する特例)

第四十五条の三 事業協同組合等であつて、当該事業協同組合等及び複数のその組合員たる事業主（その雇用する労働者の数が常時第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数以上である事業主に限り、第四十四条第一項、第四十五条第一項、前条第一項又はこの項の認定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は組合員たる事業主であるものを除く。以下「特定事業主」という。）の申請に基づいて当該事業協同組合等及び当該特定事業主について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「特定組合等」という。）に係る第四十三条第一項及び第七項の規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす。

一〇六（略）

2 4（略）

5 第四十二条第八項の規定は、第一項の雇用する労働者の数及び同項第四号の労働者の総数の算定について準用する。

6 前条第四項の規定は第一項第四号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、同条第四項から第六項までの規定は第一項第六号の身体障害者又は

知的障害者である労働者の数の算定について準用する。

7 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定に係る事業協同組合等及び特定事業主について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第四十六条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主（特定組合等及び前条第一項の認定に係る特定事業主であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようするため、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

2 第四十五条の二第四項の規定は、前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について準用する。

3 親事業主又は関係親事業主に係る第一項の規定の適用については、当該子会社及び当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者とみなす。

4 6（略）

補注 本条は、次のように改正され、平成二年七月一日から施行される。

(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画)

第四十六条 1（略）

2 第四十五条の二第四項から第六項までの規定は、前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について準用する。

3 6（略）

(特定身体障害者)

第四十八条 1 5（略）

6 親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る前二項の規定の適用については、当該子会社及び当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者と、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者とみなす。

7 第四十六条第四項及び第五項の規定は、第五項の計画について準用する。

補注 本条は、次のように改正され、平成二年七月一日から施行される。

(特定身体障害者)

第四十八条 国及び地方公共団体の任命権者は、特定職種（労働能力はあるが、別表に掲げる障害の程度が重いため通常の職業に就くことが特に困難である身体障害者の能力にも適合すると認められる職種で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の職員（短時間勤務職員を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の採用について、当該機関に勤務する特定身体障害者（身体障害者のうち特定職種ごとに政令で定める者に該当する者をいう。以下この条において同じ。）である当該職種の職員の数が、当該機関に勤務する当該職種の職員の総数に、職種に応じて政令で定める特定身体障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てた。）未満である場合は、特定身体障害者である当該職種の職員の数がその特定身体障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようするため、政令で定めるところにより、特定身体障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2 3（略）

4 事業主は、特定職種の労働者（短時間労働者を除く。以下この項及び次項において同じ。）の雇入れについては、その雇用する特定身体障害者である当該職種の労働

者の数が、その雇用する当該職種の労働者の総数に、職種に応じて厚生労働省令で定める特定身体障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨て。)以上であるように努めなければならない。

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

等若しくは当該特定事業主に対して調整金を支給することができる。

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

(障害者雇用納付金の徴収及び納付義務)

第五十三条 機構は、第四十九条第一項第一号の調整金及び同項第二号から第七号までの助成金の支給に要する費用、同項第八号及び第九号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるところにより、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金(以下、納付金という。)を徴収する。

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

等若しくは当該特定事業主に対して調整金を支給することができる。

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

(障害者雇用納付金の徴収及び納付義務)

第五十三条 機構は、第四十九条第一項第一号の調整金及び同項第二号から第七号までの助成金の支給に要する費用、同項第八号及び第九号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるところにより、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金(以下、納付金という。)を徴収する。

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

等若しくは当該特定事業主に対して調整金を支給することができる。

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

(障害者雇用納付金の徴収及び納付義務)

第五十三条 機構は、第四十九条第一項第一号の調整金及び同項第二号から第七号までの助成金の支給に要する費用、同項第八号及び第九号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるところにより、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金(以下、納付金という。)を徴収する。

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

等若しくは当該特定事業主に対して調整金を支給することができる。

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

(障害者雇用納付金の徴収及び納付義務)

第五十三条 機構は、第四十九条第一項第一号の調整金及び同項第二号から第七号までの助成金の支給に要する費用、同項第八号及び第九号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるところにより、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金(以下、納付金という。)を徴収する。

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

等若しくは当該特定事業主に対して調整金を支給することができる。

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

5(略)

(障害者雇用納付金の徴収及び納付義務)

第五十三条 機構は、第四十九条第一項第一号の調整金及び同項第二号から第七号までの助成金の支給に要する費用、同項第八号及び第九号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるところにより、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金(以下、納付金という。)を徴収する。

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

2(略)

3 第四十五条の二第四項から第六項までの規定は前二項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、第四十八条第六項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る前二項の規定の適用について準用する。

(納付金の納付等)
第七十六条 1、6 (略)

7 第四十八条第六項の規定は、親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項、第三項及び第四項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第六項中「とみなす」とあるのは、「当該会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす」と読み替えるものとする。

編注 本節は、平成二年七月一日から削られる。

第三節 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例

編注 本条は、平成二年七月一日から削られる。

(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)
第六十九条 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者及び重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者については、この節に定めるところにより、身体障害者又は知的障害者である職員及び身体障害者又は知的障害者である労働者に関する前二節(第三十七条、第三十八条第二項、第四十三条第二項から第四項まで、第四十五条の二第四項、第四十五条の三第五項、第四十六条第二項、第五十条第二項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む)、第四十八条、第五十条第二項並びに第五十四条第二項及び第三項を除く。)の規定を適用するものとする。

編注 本条は、平成二年七月一日から削られる。

(雇用義務等に係る規定の重度身体障害者又は重度知的障害者

である短時間勤務職員についての適用に関する特例)
第七十条 1、4 (略)

編注 本条は、平成二年七月一日から削られる。

(雇用義務等に係る規定の重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者についての適用に関する特例)
第七十一条 1、2 (略)

3 第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項並びに第四十五条の三第一項及び第三項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、第四十五条の二第一項第三号及び第四十五条の三第一項第六号において身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、これらに規定の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、第四十五条の二第四項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

3号を除く。)中、「雇用する労働者」とあるのは、「雇用する労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」と、「又は知的障害者である労働者」とあるのは、「若しくは知的障害者である労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」と、同項第四号中、「労働者」とあるのは、「労働者若しくは重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」と、第四十五条の三第一項(第四号及び第六号を除く。)中、「が雇用する労働者」とあるのは、「が雇用する労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」と、「又は知的障害者である労働者」とあるのは、「若しくは知的障害者である労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」と、同条第三項第一号中、「又は知的障害者である労働者」とあるのは、「若しくは知的障害者である労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」とする。

4 第四十六条第一項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、同項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、第四十五条の二第四項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

5、6 (略)

編注 本条は、平成二年七月一日から削られる。

(重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関する納付金関係業務の実施等)
第七十二条 第五十条第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たっては、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第四十五条の二第四項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

2 第五十条第三項、第五十五条第三項及び第五十六条第七項において準用する第四十八条第六項の規定の適用については、同項中、「労働者」とあるのは、「労働者又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間労働者」とする。

3、5 (略)

6 第五十五条第一項及び第二項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、これらの規定の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、同条第三項において準用する第四十五条の二第四項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

7、8 (略)

編注 本節は、次のように改正され、平成二二年七月一日から施行される。

第三節 精神障害者に関する特例

(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)

第七十二条の二 精神障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(第七十三条、次節及び第七十九条を除き、以下「精神障害者」という。)である職員及び精神障害者である労働者については、この条から第七十二条の五までに定めるところにより、第一節及び第二節(第三十七條、第三十八條第二項、第四十三條第二項から第四項まで、第四十五条の二第四項(第四十五条の三第五項、第四十六條第二項、第五十条第三項、第五十四條第四項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む)、第四十八條、第四十九條第一項第二号から第九号まで、第五十条第二項並びに第五十四條第二項及び第三項を除く。)の規定を適用するものとす。

編注 本条は、次のように改正され、平成二二年七月一日から施行される。

(雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例)

第六十九条 精神障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(第七十三条、次節及び第七十九條を除き、以下「精神障害者」という。)である職員及び精神障害者である労働者については、この条から第七十二条までに定めるところにより、身体障害者又は知的障害者である職員及び身体障害者又は知的障害者である労働者に関する前二節(第三十七條、第三十八條第三項から第五項まで、第四十三條第二項から第六項まで、第四十四條第三項、第四十五条の二第四項から第六項まで(第四

四十五条の三第六項、第四十六條第二項、第五十条第四項、第五十四條第五項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む)、第四十八條、第四十九條第一項第二号から第九号まで、第五十条第二項並びに第五十四條第二項及び第三項を除く。)の規定を適用するものとす。

編注 本条は、次のように改正され、平成二二年七月一日から施行される。

(雇用義務等に係る規定の精神障害者である職員についての適用に関する特例)

第七十条 第三十八條第一項に規定する場合において、当該機関に精神障害者である職員が勤務するところにおける同項の規定の適用については、同項の計画の作成前に、当該機関の任命権者が身体障害者又は知的障害者である職員以外の職員に替えて当該精神障害者である職員の数に相当する数(精神障害者である短時間勤務職員にあつては、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数に相当する数)の身体障害者又は知的障害者である職員を採用したものとみなす。

2・3 (略)

4 第四十一条及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第四十二条第一項第二号中、又は知的障害者である職員」とあるのは、知的障害者又は第六十九条に規定する精神障害者である職員」と、第四十一条第二項中、「若しくは知的障害者である職員」とあるのは、知的障害者若しくは第六十九条に規定する精神障害者である職員」とする。

(雇用義務等に係る規定の精神障害者である労働者についての適用に関する特例)

第七十二条の四 1・2 (略)

3 第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項並びに第四十五条の三第一項及び第三項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、第四十四条第一項第二号、第四十五条の二第一項第三号並びに第四十五条の三第一項第四号及び第六号において身体障害者又は知的障害者

ある労働者とみなし、第四十四条第一項第三号及び第四号、第四十五条第一項第三号、第四十五条の二第一項第二号並びに第四十五条の三第一項(第四号及び第六号を除く。)及び第三項第一号中、又は知的障害者である労働者」とあるのは、「知的障害者又は第七十二条の二に規定する精神障害者である労働者」と、第四十五条の二第一項第四号中、「若しくは知的障害者である労働者」とあるのは、「知的障害者若しくは第七十二条の二に規定する精神障害者である労働者」とする。

4・5 (略)

編注 本条は、次のように改正され、平成二二年七月一日から施行される。

(雇用義務等に係る規定の精神障害者である労働者についての適用に関する特例)

第七十一条 第四十三条第一項の場合において、当該事業主が精神障害者である労働者を雇用しているときにおける同項の規定の適用については、当該雇用関係の変動がある時に、当該事業主が身体障害者又は知的障害者である労働者以外の労働者に替えて当該精神障害者である労働者の数に相当する数(精神障害者である短時間労働者にあつては、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数に相当する数)の身体障害者又は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

2 第四十三条第七項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなす。

3 第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項並びに第四十五条の三第一項及び第三項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、第四十四条第一項第二号、第四十五条の二第一項第三号並びに第四十五条の三第一項第四号及び第六号において身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、これらの規定の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、精神障害者である短時間労働者は、その

一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなし、第四十四条第一項第三号及び第四号、第四十五条第一項第三号、第四十五条第二項第一号並びに第四十五条第三項第一号及び第六号を除く。及び第三項第一号中、又は知的障害者である労働者」とあるのは、知的障害者又は第六十九条に規定する精神障害者である労働者」と、第四十五条第二項第四号中、「若しくは知的障害者である労働者」とあるのは、「知的障害者若しくは第六十九条に規定する精神障害者である労働者」とする。

(精神障害者である労働者に関する納付金関係業務の実施等)
第七十二条の五 (略)

第五節 障害者の在宅就業に関する特別
第七十四条の二 1、8 (略)

(準用) 本条は、平成二年七月一日から削られる。

第七十四条の二 1、8 (略)

4 第四十六条第一項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者」とみなし、同項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、精神障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

第七十二条の六 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員及び重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関する前節(第七十二条第三項から第五項までを除く。)の規定は、精神障害者である短時間勤務職員及び精神障害者である短時間労働者について準用する。この場合において、第七十条第一項中、同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあり、第七十一条第一項中、「同条第三項で定める数」とあり、同条第三項及び第四項中、「第四十五条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあり、並びに第七十二条第一項及び第六項中、「同条第三項において準用する第四十五条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあるのは、「厚生労働省令で定める数」と読み替えるものとする。

9 親事業主 関係親事業主又は特定組合等に係る第二項、第四項及び第五項並びに第五十六条第一項及び第四項の規定の適用については、在宅就業契約に基づく業務の対価として在宅就業障害者に対して支払つた額に關し、当該子会社及び当該関係会社が支払つた額は当該親事業主のみが支払つた額と、当該関係会社が支払つた額は当該関係親事業主のみが支払つた額と、当該特定事業主が支払つた額は当該特定組合等のみが支払つた額とみなす。

10 (略)

5 (略)

本条は、次のように改正され、平成二年七月一日から施行される。

本条は、次のように改正され、平成二年七月一日から施行される。

(精神障害者である労働者に関する納付金関係業務の実施等)
第七十二条 第五十条第一項並びに第五十五条第一項及び第二項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者」とみなし、これらの規定の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、精神障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

(精神障害者に関する助成金の支給業務の実施等)
第七十三条 厚生労働大臣は、精神障害者である労働者に関しても、第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

(在宅就業障害者特別調整金)
第七十四条の二 1、9 (略)

6 (略)

本節は、次のように改正され、平成二年七月一日から施行される。

(在宅就業支援団体)
第七十四条の三 各年度ごとに、事業主主在宅就業対価相当額

2 第五十二条第一項及び第五十六条第三項の規定(第五十二条第一項に係る罰則の規定を含む。)の適用については、精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者」とみなす。

本節は、次のように改正され、平成二年七月一日から施行される。

(在宅就業支援団体)
第七十四条の三 各年度ごとに、事業主主在宅就業対価相当額(事業主が厚生労働大臣の登録を受けた法人(以下、「在宅就業支援団体」という。)との間で締結した物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務に係る契約に基づき当該事業主が在宅就業支援団体に対して支払つた金額のうち、当該契約の履行に当たり在宅就業支援団体が在宅就業障害者との

7 (略)

本節は、次のように改正され、平成二年七月一日から施行される。

第七十四条 (略)

8 (略)

本節は、次のように改正され、平成二年七月一日から施行される。

第七十四条 (略)

編注 本条は、平成二年七月一日から削られる。

編注 本節は、次のように改正され、平成二年七月一日から施行される。

第七十四条 (略)

間で締結した在宅就業契約に基づく業務の対価として支払った部分の金額に相当する金額をいう。以下同じ。）があるときは、その総額を当該年度の対象額に加算する。この場合において、前条の規定の適用については、同条第二項中、「当該対価の総額」とあるのは、「当該対価の総額と次条第一項に規定する在宅就業対価相当額の総額とを合計した額」と、同条第九項中、「に關し」とあるのは、「に關し」と、とみなす」とあるのは、「と、当該会社及び当該関係会社に係る次条第一項に規定する在宅就業対価相当額（以下この項において、在宅就業対価相当額」といふ。）は当該親事業主のみに係る在宅就業対価相当額と、当該関係会社に係る在宅就業対価相当額とを合計した額」と、当該特定事業主に係る在宅就業対価相当額は当該特定組合等のみに係る在宅就業対価相当額とみなす」とする。

2）22（略）

編注 本条は、次のように改正され、平成二十二年七月一日から施行される。

（障害者雇用推進者）

第七十八條 事業主は、その雇用する労働者の数が常時第四十三條第七項の厚生労働省令で定める数以上であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

一（略）

二 第四十三條第七項の規定による報告及び第八十一条第一項の規定による届出を行う業務

三（略）

2 第四十三條第八項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する。

編注 本条は、次のように改正され、平成二十二年七月

（障害者職業生活相談員）
第七十九條 事業主は、厚生労働省令で定める数以上の障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者）（厚生労働省令で定める者に限る。以下この項において同じ。）に限る。以下

この項及び第八十一条において同じ。）である労働者を雇用する事業所においては、その雇用する労働者であつて、厚生労働大臣が行う講習（以下この条において、資格認定講習」といふ。）を修了したもその他厚生労働省令で定める資格を有するものうちから、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。

2（略）

編注 本条は、次のように改正され、平成二十四年四月一日から施行される。

（連絡及び協力）

第八十三條 公共職業安定所、機構、障害者就業・生活支援センター、公共職業能力開発施設等、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六條第一項に規定する精神保健福祉センターその他の障害者に対する援護の機関等の関係機関及び関係団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

編注 本条は、次のように改正され、平成二十二年七月

一日から施行される。

第八十六條（略）
一 第四十三條第七項、第五十二條第二項、第七十四條の二

第七項又は第七十四條の三第二十項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二）五（略）

編注 本条は、次のように改正され、平成二十四年四月一日から施行される。

第八十八條 第三十三條の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

編注 本条は、次のように改正され、平成二十二年七月一日から施行される。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に関する経過措置）

第三條 1（略）

2 第四十三條の規定の適用については、当分の間、同条第一

項中、「その雇用する労働者の数」とあるのは、「その雇用する労働者の数（除外率設定業種（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種）の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ことの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率（除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ことに九五パーセント以内において厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てた）を合計した数を控除した数。第七項及び第七十八條第一項において同じ。）」と、同条第二項中、「総数」とあるのは、「総数から除外率設定業種ことの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数」とする。

3（略）

（三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置）

第四條 1）5（略）

6 各年度ごとに、対象事業主に在宅就業対価相当額があるときは、その総額を当該年度の対象額に加算する。この場合において、第四項の規定の適用については、同項中、「対象額」とあるのは、「対象額と在宅就業対価相当額の総額とを合計した額」とし、第八項において準用する第七十四條の二第九項の規定の適用については、同項中、「に關し」とあるのは、「に關し」と、とみなす」とあるのは、「と、当該会社及び当該関係会社に係る次条第一項に規定する在宅就業対価相当額（以下この項において、在宅就業対価相当額」といふ。）は当該親事業主に係る在宅就業対価相当額と、当該関係会社に係る在宅就業対価相当額は当該関係親事業主のみに係る在宅就業対価相当額と、当該特定事業主に係る在宅就業

対価相当額は当該特定組合等のみに係る在宅就業対価相当額とみなす」とする。

7 (略)

8 第四十五条の二第四項の規定は第三項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、第四十八条第六項の規定は当該事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項から第三項までの規定の適用について、第五十条第四項及び第五項の規定は報奨金等について、第七十四条の二第七項及び第七十四条の三第二十項の規定は第二項に規定する業務(第四項に係るものに限る。)について、第七十四条の二第九項の規定は第四項の在宅就業障害者特別報奨金について準用する。

9・10 (略)

11 第八項において準用する第四十八条第六項の規定の適用(第三項の規定の適用に係る部分に限る。)については、同条第六項中、「労働者」とあるのは、「労働者、重度身体障害者である短時間労働者又は重度知的障害者である短時間労働者」とする。

12・13 (略)

編注 本条は、次のように改正され、平成二二年七月一日から施行される。

(雇用する労働者の数が二百人以下である事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)

第四条 その雇用する労働者の数が常時二百人以下である事業主(特殊法人を除く。以下この条において同じ。)については、当分の間、第四十九条第一項第一号、第五

十条並びに第三章第二節第二款及び第五節の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、当分の間、その雇用する労働者の数が常時二百人以下である事業主に対して次項の報奨金及び第四項の在宅就業障害者特別報奨金(以下、報奨金等」という。)を支給する業務を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、その雇用する労働者の数が

常時二百人以下である事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて厚生労働省令で定めるものを乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)の合計数又は厚生労働省令で定める数のいずれが多い数を超える事業主(以下この条において、対象事業主」という。)に対して、その超える数を第五十条第九項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額に乘じて得た額に相当する金額を、当該年度分の報奨金として支給する。

4・7 (略)

8 第四十三条第八項の規定は第一項から第三項までの雇用する労働者の数の算定について、第四十五条の二第四項から第六項までの規定は第三項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、第四十八条第六項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項及び第三項までの規定の適用について、第五十条第五項及び第六項の規定は報奨金等について、第七十四条の二第七項及び第七十四条の三第二十項の規定は第二項に規定する業務(第四項に係るものに限る。)について、第七十四条の二第九項の規定は第四項の在宅就業障害者特別報奨金について、同条第十項の規定は第四項の身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数の算定について準用する。

9 第五十二条第二項、第五十三条、第八十六条第一号(第四十三條第七項に係る部分を除く。)、第八十七条及び第八十九条の規定の適用については、当分の間、第五十三条第一項中、並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは、「、附則第四条第二項の報奨金等の支給に要する費用並びに第四十九条第一項各号に掲げる業務及び附則第四条第二項に規定する業務」と、第八十六条第一号中、

第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項とあるのは、「又は第七十四条の二第七項若しくは第七十四条の三第二十項(附則第四条第八項において準用する場合を含む。）」とする。

10 第三項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、同項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、精神障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、第七十二条第一項の厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

編注 本条は、次のように改正され、平成二七年四月一日から施行される。

(雇用する労働者の数が百人以下である事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)

第四条 その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主(特殊法人を除く。以下この条において同じ。)については、当分の間、第四十九条第一項第一号、第五十条並びに第三章第二節第二款及び第五節の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、当分の間、その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主に対して次項の報奨金及び第四項の在宅就業障害者特別報奨金(以下、報奨金等」という。)を支給する業務を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて厚生労働省令で定めるものを乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)の合計数又は厚生労働省令で定める数のいずれか

多い数を超える事業主（以下この条において、対象事業主」という。）に対して、その超える数を第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額に乘じて得た額に相当する金額を、当該年度分の報告金として支給する。

4・10（略）

（除外率設定業種に係る納付金の額の算定等に関する暫定措置）
第五十条 第五十条、第五十四条及び前条の規定の適用については、当分の間、第五十条第一項中、同条第一項の規定により算定した額とあるのは、当該調整基礎額に当該年度に属する各月とにその初日におけるその雇用する労働者の数に附則第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第二項に規定する基準雇用率と乘じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計を乘じて得た額と、同条第二項及び前条第三項中、第五十四条第三項に規定する基準雇用率とあるのは、附則第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率と、第五十四条第一項及び第二項中、その雇用する労働者の数とあるのは、その雇用する労働者の数（除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乘じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数）と、同条第三項中、労働者の総数に対するとあるのは、労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乘じて得た数の合計数を控除した数に対すると、同条第四項中、準用する」とあるのは、準用する。この場合において、同条第六項中、とみなす」とあるのは、と当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす」と読み替えるものとする。

2

〔略〕

編注 本条は、次のように改正され、平成二十二年七月一日から施行される。

（除外率設定業種に係る納付金の額の算定等に関する暫定措置）
第五十条 第五十条、第五十四条及び前条の規定の適用については、当分の間、第五十条第一項中、同条第一項の規定により算定した額とあるのは、当該調整基礎額に当該年度に属する各月とにその初日におけるその雇用する労働者の数に附則第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率と乘じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乘じて得た額と、同条第二項及び前条第三項中、第五十四条第三項に規定する基準雇用率とあるのは、附則第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率と、第五十四条第一項及び第二項中、その雇用する労働者の数とあるのは、その雇用する労働者の数（除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乘じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数）と、同条第三項中、労働者の総数に対するとあるのは、労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乘じて得た数の合計数を控除した数に対すると、同条第五項中、準用する」とあるのは、準用する。この場合において、同条第六項中、とみなす」とあるのは、と当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす」と読み替えるものとする。

2 〔略〕

附則（平成二〇・二二・二六法律第九六号）（抄）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに次条及び附則第六条の規定 平成二十二年七月一日

二 第三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第三条の規定 平成二十四年四月一日

三 第三条中附則第四条の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定 平成二十七年四月一日

（障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金に関する経過措置）
第二条 その雇用する労働者（第二条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下この条において、新法」という。）第四十三条第一項に規定する労働者をいう。）の数が常時二百人以上三百人以下である事業主に係る新法第五十条第二項及び第五十四条第二項の規定の適用については、前条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、新法第五十条第二項及び第五十四条第二項中、政令で定める金額」とあるのは、政令で定める金額以下の額で厚生労働省令で定める額」とする。

2 新法第四十三条第八項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する。

第三条 その雇用する労働者（第三条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下この条において、新法」という。）第四十三条第一項に規定する労働者をいう。）の数が常時百人以上二百人以下である事業主に係る新法第五十条第二項及び第五十四条第二項の規定の適用については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、新法第五十条第二項及び第五十四条第二項中、政令で定める金額」とあるのは、政令で定める金額以下の額で厚生労働省令で定める額」とする。

2 新法第四十三條第八項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する。

(政令への委任)

第四條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

雇用保険法施行規則(抄)

昭和五〇・三・一〇労働省令第三号

最終改正 平成二〇・一一・二六厚生労働省令第一

八二号

(法第二十二條第二項の厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者)

第三十二條 (略)

一 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律

第二百二十三号。以下、障害者雇用促進法)という。(第二

条第二号に規定する身体障害者(第一百十條において、身体

障害者)という。)

二 障害者雇用促進法第二條第四号に規定する知的障害者

(第一百十條において、知的障害者)という。)

三 障害者雇用促進法第二條第六号に規定する精神障害者

(第一百十條において、精神障害者)という。)

四・五 (略)

(雇用調整助成金)

第二百二條の三 (略)

一・二 (略)

イ 前号の事業所の被保険者(⑤)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者(当該解雇の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかなる者を除く。以下この条において同じ。及び日雇労働被保険者並びに第一百十條

第一項の特定就職困難者雇用開発助成金若しくは緊急就職

支援者雇用開発助成金、第一百二十二條第一項の中核人材

活用奨励金、冲縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小

企業創業助成金若しくは雇用創造先導的創業等奨励金、

第一百十八條第一項の中小企業基盤人材確保助成金、介護

基盤人材確保助成金若しくは介護未経験者確保等助成金又は雇用対策法施行規則(昭和四十二年労働省令第二十三号)第六條の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金の支給の対象となる者を除く。以下この条において、対象被保険者)という。(以下について次のいずれにも該当する休業又は教育訓練(職業に関する知識、技能又は技術を習得させ、又は向上させることを目的とするものをいう。以下この条において、休業等)という。)を行い、当該休業等に係る手当又は賃金を支払つた事業主であること。

(1)(5) (略)

ロ (略)

三・四 (略)

2(5) (略)

6 出向に係る雇用調整助成金は、事業主が、他の事業主に係る出向対象被保険者、特定就職支援対象被保険者(第一百十條

第一項の特定就職困難者雇用開発助成金又は緊急就職支援者

雇用開発助成金の対象となる被保険者をいう。以下同じ。)

地域雇用促進対象被保険者(第一百二十二條第一項の中核人材活

用奨励金、冲縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創

業助成金又は雇用創造先導的創業等奨励金の対象となる被保

険者をいう。以下同じ。)、通年雇用奨励金対象被保険者(第

百十三條第一項の通年雇用奨励金の対象となる被保険者をい

う。以下同じ。)、中小企業基盤人材確保対象被保険者(第

百十八條第一項の中小企業基盤人材確保助成金の対象となる

被保険者をいう。以下同じ。)、又は介護人材確保対象被保険

者(第一百十八條第一項の介護基盤人材確保助成金又は介護未

経験者確保等助成金の対象となる被保険者をいう。以下同

じ。)、を出向又はあつせんにより雇い入れられている場合(当該

雇い入れられている出向対象被保険者に係る雇用調整助成

金、当該雇い入れられている特定就職支援対象被保険者に係

る特定就職困難者雇用開発助成金若しくは緊急就職支援者雇

用開発助成金、当該雇い入れられている地域雇用促進対象被

保険者に係る中核人材活用奨励金、冲縄若年者雇用促進奨励

金、地域再生中小企業創業助成金若しくは雇用創造先導的創業等奨励金、当該雇い入れられている通年雇用奨励金対象被保険者に係る通年雇用奨励金、当該雇い入れられている中小企業基盤人材確保対象被保険者に係る中小企業基盤人材確保助成金又は当該雇い入れられている介護人材確保対象被保険者に係る介護基盤人材確保助成金若しくは介護未経験者確保等助成金が支給される場合に限る。において、当該出向対象被保険者、特定就職支援対象被保険者、地域雇用促進対象被保険者、通年雇用奨励金対象被保険者、中小企業基盤人材確保対象被保険者又は介護人材確保対象被保険者の従事する自己の事業所の被保険者について出向をさせたときは、当該被保険者については、支給しない。

7 出向に係る雇用調整助成金は、他の事業主に係る出向対象被保険者を雇い入れる事業主が、当該雇い入れの際に当該雇い入れに係る者が従事することとなる自己の事業所の被保険者について出向をさせており、又は雇い入れのあつせんを行つていた場合、雇用調整助成金、特定就職困難者雇用奨励助成金、緊急就職支援者雇用奨励助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励助成金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金又は介護未経験者確保等助成金が支給される場合に限る。には、支給しない。

(特定求職者雇用奨励助成金)
第百十條 特定求職者雇用奨励助成金は、特定就職困難者雇用奨励助成金、緊急就職支援者雇用奨励助成金及び高年齢者雇用奨励特別奨励金とする。

2 (略)

1 (略)

に該当する者にあつては、四十五歳以上六十五歳未満の求職者(公共職業安定所長の指示により作業環境に適應させるための訓練(その期間が二週間)(2)又は(3)に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるもの)に係る訓練にあつて

は、(四週間)以内のものを除く。)を受け、又は受けたことがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの(以下この条、第百二十二条及び第百八十八条において、職場適応訓練受講求職者という。)を除く。)を、公共職業安定所又は職業紹介事業者(特定就職困難者雇用奨励助成金の支給に關し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる(四に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる場合に限る。)事業主であること。

3 前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、法第六条第一号の二の厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。以下同じ。)として雇い入れる場合(次項各号に掲げる者を雇い入れる場合を除く。)における同項第二号の規定の適用については、同号中、五十万円(中小企業事業主にあつては、六十万円)とあるのは、三十万円(中小企業事業主にあつては、四十万円)とする。

4 第二項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者として次に掲げる者を雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、同号中、五十万円とあるのは、三十万円とする。

1 身体障害者
2 知的障害者
3 精神障害者

5 第二項第一号イに該当する雇入れであつて、次に掲げる者を雇い入れる場合(短時間労働者として雇い入れる場合及び次項各号に掲げる者を雇い入れる場合を除く。)における同項第二号の規定の適用については、同号中、六十万円とあるのは、九十万円とする。

1 身体障害者
2 知的障害者
6 第二項第一号イに該当する雇入れであつて、次に掲げる者を雇い入れる場合(短時間労働者として雇い入れる場合を除く。)における同項第二号の規定の適用については、同号中、五十万円(中小企業事業主にあつては、六十万円)とあるのは、百万円(中小企業事業主にあつては、百六十万円)とする。

7 緊急就職支援者雇用奨励助成金は、第一号に該当する事業主に對して、第二号に定める額を支給するものとする。
8 前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者として雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、同号中、二十五万円(中小企業事業主にあつては、三十万円)とあるのは、十五万円(中小企業事業主にあつては、二十万円)とする。
9 高年齢者雇用奨励特別奨励金は、第一号に該当する事業主に對して、第二号に定める額を支給するものとする。

1 一のいすれにも該当する事業主であること。
イ 六十五歳以上而被保険者(日雇労働被保険者を除く。)でない求職者(被保険者でなくなつた日(以下この号において、「資格喪失日」という。))から三年以内)にあり、かつ、資格喪失日の前日から起算して一年前の日から当該資格喪失日までの間に被保険者であつた期間が六月面以上あつた者であつて、職場適応訓練受講求職者ではないものに限る。)を、公共職業安定所又は職業紹介事業者(高年齢者雇用奨励特別奨励金の支給に關し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。)の紹介により、一年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

口 イの対象労働者の一週間の所定労働時間を二十時間以上として雇い入れる事業主であること。

八 資本金、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

二 イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ホにおいて、「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ホ 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職した者のうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

ヘ 当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二 前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

10 前項第一号イに該当する雇入れであつて、短時間労働者として雇入れられる場合における同項第二号の規定の適用については、同号中「五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とあるのは、「三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とする。

（試行雇用奨励金）

第百十條の三 一 〔略〕

一 〔略〕

イ 〔略〕

（一） 四十五歳以上の者

（二） 四十歳未満の者

（三）（五） 〔略〕

ロ 〔略〕

（一） 〔略〕

（一） 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の

機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下この項、第百

十八條第三項及び第百二十五條第五項において、「中小企業労働力確保法」という。）第百五條第一項に規定する認定組合等（第百十五條及び第百十八條第九項において、「認定組合等」という。）の構成員である中小企業者（中小企業労働力確保法第二條第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項、第百十五條、第百十八條第九項、第百二十五條第五項及び

附則第十七條の七第四項において同じ。）又は中小企業労働力確保法第五條第一項に規定する認定中小企業者（第百十五條、第百十八條第三項及び第五項、第百十九條第三十二項並びに第百二十五條第五項において、「認定中小企業者」という。）であること。

（二） 三十五歳未満の者（イに該当する者を除く。以下この号において同じ。）を公共職業安定所の紹介により、又は三十五歳未満の新規卒業者（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十二条第二項に規定する新規卒業者をいい、イに該当する者を除く。以下この号において同じ。）を同項に規定する施設の長の紹介により、期間を定めて雇

用する労働者として雇入れ、当該労働者を対象として、中小企業労働力確保法第五條第二項に規定する認定計画（第百十八條第二項及び第三項並びに第百二十五條第五項において、「認定計画」という。）に基づき、実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとつて良好な雇用の機会の創出に資する改善事業（中小企業労働力確保法第四條

第一項に規定する改善事業をいう。第百十八條第三項及び第九項並びに第百二十五條第五項において同じ。）を実施する事業主（②に該当する者を除く。）であること。

（一） 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下この項、第百十八條第三項及び第百二十五條第五項において、「中小企業労働力確保法」という。）第百五條第一項に規定する認定組合等（第百十五條及び第百十八條第九項において、「認定組合等」という。）の構成員である中小企業者（中小企業労働力確保法第二條第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項、第百十五條、第百十八條第九項、第百二十五條第五項及び

附則第十七條の七第四項において同じ。）又は中小企業労働力確保法第五條第一項に規定する認定中小企業者（第百十五條、第百十八條第三項及び第五項、第百十九條第三十二項並びに第百二十五條第五項において、「認定中小企業者」という。）であること。

（二） 三十五歳未満の者（イに該当する者を除く。以下この号において同じ。）を公共職業安定所の紹介により、又は三十五歳未満の新規卒業者（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十二条第二項に規定する新規卒業者をいい、イに該当する者を除く。以下この号において同じ。）を同項に規定する施設の長の紹介により、期間を定めて雇

用する労働者として雇入れ、当該労働者を対象として、中小企業労働力確保法第五條第二項に規定する認定計画（第百十八條第二項及び第三項並びに第百二十五條第五項において、「認定計画」という。）に基づき、実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとつて良好な雇用の機会の創出に資する改善事業（中小企業労働力確保法第四條

第一項に規定する改善事業をいう。第百十八條第三項及び第九項並びに第百二十五條第五項において同じ。）を実施する事業主（②に該当する者を除く。）であること。

（一） 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下この項、第百十八條第三項及び第百二十五條第五項において、「中小企業労働力確保法」という。）第百五條第一項に規定する認定組合等（第百十五條及び第百十八條第九項において、「認定組合等」という。）の構成員である中小企業者（中小企業労働力確保法第二條第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項、第百十五條、第百十八條第九項、第百二十五條第五項及び

附則第十七條の七第四項において同じ。）又は中小企業労働力確保法第五條第一項に規定する認定中小企業者（第百十五條、第百十八條第三項及び第五項、第百十九條第三十二項並びに第百二十五條第五項において、「認定中小企業者」という。）であること。

（二） 三十五歳未満の者（イに該当する者を除く。以下この号において同じ。）を公共職業安定所の紹介により、又は三十五歳未満の新規卒業者（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十二条第二項に規定する新規卒業者をいい、イに該当する者を除く。以下この号において同じ。）を同項に規定する施設の長の紹介により、期間を定めて雇

用する労働者として雇入れ、当該労働者を対象として、中小企業労働力確保法第五條第二項に規定する認定計画（第百十八條第二項及び第三項並びに第百二十五條第五項において、「認定計画」という。）に基づき、実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとつて良好な雇用の機会の創出に資する改善事業（中小企業労働力確保法第四條

第一項に規定する改善事業をいう。第百十八條第三項及び第九項並びに第百二十五條第五項において同じ。）を実施する事業主（②に該当する者を除く。）であること。

二一五 〔略〕

2 〔略〕

（地域雇用開発助成金）

第百十二条 地域雇用開発助成金は、雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金及び雇用創造先導的創業等奨励金とする。

27 〔略〕

8 地域再生中小企業創業助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 〔略〕

二 次のイ又はロに定める額

イ 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域（雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域（北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県をいう。以下、「八道県」という。）に限る。）においては、次の各号に定める額

（一） 当該法人等の設立に係る計画を作成するために要した費用その他の当該法人等の設立に要した費用の額（その額が七十五万円を超えるときは、七十五万円）と当該法人等の設立の日から起算して六箇月を経過する日までの間に要した次の（。）及び（）に掲げる費用（当該期間内に支払われたものに限る。）の額の合計額（人件費を除く。）の二分之一に相当する額（創業・雇入支援対象労働者が五人以上である法人等でその額が一千万円を超えるときは、一千万円、創業・雇入支援対象労働者が五人未満である法人等でその額が六百万円を

超えるときは六百万円）

（二） 当該法人等の創業・雇入支援対象労働者又は事業主に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための講習又は相談に要した費用

（三） 当該法人等の運営に要した費用

② 当該法人等の創業・雇入支援対象労働者の数に六十万円を乗じて得た額（その額が六十万円を超えるときは、六十万円）

は、六十万円）

（四） 当該法人等の運営に要した費用

② 当該法人等の創業・雇入支援対象労働者の数に六十万円を乗じて得た額（その額が六十万円を超えるときは、六十万円）

は、六十万円）

口 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域（八道県を除く。）においては、次の各号に定める額

(1) 当該法人等の設立に係る計画を作成するために要した費用その他の当該法人等の設立に要した費用の額

（その額が七十五万円を超えるときは、七十五万円）

と当該法人等の設立の日から起算して六箇月を経過する日までの間に要した次の（及）び（）に掲げる費用（当該期間内に支払われたものに限る。）の額の合計額（人件費を除く。）の三分の一に相当する額（創業・雇入支援対象労働者が五人以上である法人等でその額が五百万円を超えるときは五百万円、創業・雇入支援対象労働者が五人未満である法人等でその額が三百万円を超えるときは三百万円）

(2) 当該法人等の創業・雇入支援対象労働者又は事業主に対し、その者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための講習又は相談に要した費用

(3) 当該法人等の運営に要した費用

(4) 当該法人等の創業・雇入支援対象労働者の数に三千万円を乗じて得た額（その額が三千万円を超えるときは、三千万円）

9 前項第一号に該当する事業主が、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県から雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域への住所又は居所の変更が必要である場合は、前項第二号口(1)中、三分の一とあるのは、二分の一とし、五百万円を超えるときは五百万円とあるのは、一千万円を超えるときは一千万円とし、三百万円を超えるときは三百万円とあるのは、六百万円を超えるときは六百万円とする。

10 雇用創造先導的創業等奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

イ 一次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 同意自発雇用創造地域に所在する事業所の事業主であつて、新たに事業を開始する日（以下この項及び次項において「事業開始日」という。）から起算して六箇月を

経過する日までの間に当該同意自発雇用創造地域に居住する求職者（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者及び自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合により退職したことを理由として求職者となつた者を除く。次項において「対象地域求職者」という。）を、継続して雇用している労働者として三人以上雇入れる事業主であること。

口 職業安定局長が定める地域雇用開発促進法第六条第二項第五号に規定する地域雇用創造協議会（以下この項において「協議会」という。）が指定する事業主であつて、当該協議会が作成した事業の実施に係る計画に基づき事業を実施する事業主であること。

ハ イの雇入れに係る者（次項において「対象労働者」という。）に対する資金の支払状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二 新たに事業を開始するために要した費用と事業開始日から起算して六箇月を経過する日までの間に事業の運営に要した費用の額の合計額の三分の二に相当する額（その額が三千万円を超えるときは、三千万円）

11 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、そのとき以後、雇用創造先導的創業等奨励金は支給しない。

一 事業開始日の翌日から起算して六箇月ごとに区分した期間の末日における、対象労働者の数が三人未満となつたとき。

二 当該事業主が対象労働者を雇用しなくなつたとき（当該労働者を雇用しなくなつたとき（解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたとき又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）によるものを除く。）以後、速やかに、新たに継続して雇用する労働者として対象地域求職者を雇入れたときを除く。）。

（法第六十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める事業）

百第十五条（略）

一（略）

二 事業主に対して、人材確保等支援助成金（第百十八条第六項若しくは第八項の雇入れについての助成、同条第七項の介護雇用管理改善事業についての助成又は同条第十項の転換制度の導入についての助成に係るものに限る。）を支給すること。

三 認定組合等、認定組合等の構成員である中小企業者又は認定中小企業者（以下この条、第百十八条第二項、第百十九条第三十一項、第百二十五条第五項及び第百三十九条の二第六項において「認定中小企業者等」という。）に対して、人材確保等支援助成金（第百十八条第二項第一号イの設備投資についての助成、同条第三項第一号の受入れについての助成又は同条第九項第一号の中小企業者に対する事業に於いての助成に係るものに限る。）を支給すること。

四 一般社団法人又は一般財団法人であつて、労働者の失業の予防その他の雇用の安定を図るための措置を講ずる事業主に対して必要な情報の提供、相談その他の援助の業務を行うものうち、厚生労働大臣が指定するものに対して、その業務に要する経費の一部の補助を行うこと。

五（略）

十四 港湾で就業する被保険者の雇用の安定を図るための施設の運営を行う一般社団法人又は一般財団法人に対して、当該運営に要する経費の一部の補助を行うこと。

十五（略）

十八 事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体に対して、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）以下、建設労働法」という。）第九

第一項第一号及び第三号の規定に基づき建設雇用改善助成金（人材確保等支援助成金のうち、建設労働者の雇用の改善、再就職の促進その他建設労働者の雇用の安定を図るために必要な助成並びに建設業務労働者の就職及び送出就業の円滑化を図るために必要な助成に係るものに限る。第百十八条第一項及び第十一項において同じ。）を支給すること。

十九（略）

(人材確保等支援助成金)

第十八条 人材確保等支援助成金は、中小企業人材能力発揮奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、介護未経験者確保等助成金、中小企業人材確保推進事業助成金、中小企業雇用安定化奨励金及び建設雇用改善助成金とする。

2 (略)

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ イの雇用環境の高度化及び雇入れの実施に関する計画(以下この号及び次号において「雇用環境高度化計画」という。)を作成し、独立行政法人雇用環境高度化機構(以下この項、次項及び第九項において「機構」という。)の長の認定を受けた認定中小企業者等であること。

二 (略)

三 (略)

4 (略)

5 中小企業基盤人材確保助成金は、事業主が、他の事業主に係る中小企業基盤人材確保対象被保険者、出向対象被保険者、特定就職支援対象被保険者、地域雇用促進対象被保険者、通年雇用奨励金対象被保険者又は介護人材確保対象被保険者を

出向又はあつせんにより雇い入れている場合(当該雇い入れられている中小企業基盤人材確保対象被保険者に係る中小企業基盤人材確保助成金、当該雇い入れられている出向対象被保険者に係る雇用調整助成金、当該雇い入れられている特定就職支援対象被保険者に係る特定就職困難者雇用奨励助成金若しくは緊急就職支援者雇用奨励助成金、当該雇い入れられている地域雇用促進対象被保険者に係る中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金若しくは雇用創造先導的創業等奨励金、当該雇い入れられている通年雇用奨励金対象被保険者に係る通年雇用奨励金又は当該雇い入れられている介護人材確保対象被保険者に係る介護基盤人材確保助成金若しくは介護未経験者確保等助成金が支給される場合に限る。)において、当該中小企業基盤人

材確保対象被保険者、出向対象被保険者、特定就職支援対象被保険者、地域雇用促進対象被保険者、通年雇用奨励金対象被保険者又は介護人材確保対象被保険者の従事する自己の事業所の被保険者について出向をさせ、又は雇入れのあつせん

を行ったときは、当該被保険者については、支給しない。

5 中小企業基盤人材確保助成金は、他の事業主に係る中小企業基盤人材確保対象被保険者を雇い入れる認定中小企業者

が、当該雇入れの際に当該雇入れに係る者が従事することとなる自己の事業所の被保険者について出向をさせており、又は雇入れのあつせんを行つていた場合(中小企業基盤人材確保助成金、雇用調整助成金、特定就職困難者雇用奨励助成金、緊急就職支援者雇用奨励助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、介護基盤人材確保助成金又は介護未経験者確保等助成金が支給される場合に限る。)には、支給しない。

6 介護基盤人材確保助成金は、第一号に該当する認定事業主

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号。以下「介護労働者法」という。))第九条第一

項に規定する認定事業主をいう。以下この項及び次項並びに第一百九条第三十三項及び第三十四項において同じ。)であつて、介護労働者法第二十条第一項に規定する介護関係業務(以下この項、次項及び第八項において「介護関係業務」という。)のうち介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成四年労働省令第十八号。以下「介護労働者法施行規則」という。))第一条第四十六号又は第四十七号に掲げるサービス以外のものを行う事業を行うものに対して、介護労働者法第九條第二項に規定する認定計画(以下この項及び次項において「認定計画」という。))に定められた計画期間(以下この項及び次項において「計画期間」という。))内において介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるもの提供又は介護事業の開始(以下この項及び次項において「異なるサービスの提供等」という。))に伴つて新たな労働者(異なるサービスの提供等)に係る業務に就く者であつて、

厚生労働大臣が定めるもの(短時間労働者を除く。)に限る。

以下この項において「特定労働者」という。)を最初に雇い入れた日から六箇月の期間に限り、特定労働者(三人を限度とする。)が当該期間内に当該認定事業主の業務に従事した期間に応じ、第二号に定める額を限度として支給するものとする。

一 (略)

一・二 (略)

7 介護雇用管理助成金は、次の各号のいずれにも該当する認定事業主であつて、介護関係業務のうち介護労働者法施行規則第一条第四十六号又は第四十七号に掲げるサービス以外のものを行う事業を行うものに対して、その雇用する労働者異なるサービスの提供等に係る業務に就くものに限る。以下この項において「対象労働者」という。)の雇用管理の改善に関する事業(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この項において「介護雇用管理改善事業」という。))に新たに要した費用に応じ、支給するものとする。

一 (略)

一・二 (略)

8 介護未経験者確保等助成金は、第一号に該当する事業主であつて、介護関係業務のうち介護労働者法施行規則第二条第四十六号又は第四十七号に掲げるサービス以外のものを行う事業を行うものに対して、介護関係業務の経験を有しない者(六十五歳以上の者及び新規学卒者を除く。以下この項において「未経験者」という。)を、被保険者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合、未経験者(三人を限度とする。))を最初に雇い入れた日から起算して六箇月を経過する

ことに、第二号に定める額を二回に限り支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 資本金、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用して、いし事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ロ 雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する介護未経験者確保等助成金の受給についての申請書を提出するまでの間(八において「基準期間」という。))において、当該雇入れに係る事業所

業主が、同一の事由により、七十歳定年引上げ等モデル企業助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、地域再生中小企業創出助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、介護雇用管理助成金、短時間労働者均等待遇推進等助成金、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金又は建設事業主雇用改善推進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、受給資格者創業支援助成金は支給しないものとする。

15 受給資格者創業支援助成金の支給を受けることができる事業主が、当該支給資格者創業支援助成金の支給に係る事業所について雇用開発奨励金、地域再生中小企業創業助成金又は雇用創造先導的創業等奨励金の支給を受けた場合には、当該支給資格者創業支援助成金は支給しないものとする。

16 試行雇用奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、試行雇用奨励金は支給しないものとする。

17 雇用開発奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、当該雇用開発奨励金の支給に係る事業所について、七十歳定年引上げ等モデル企業助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金又は通年雇用奨励金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、当該雇用開発奨励金は支給しないものとする。

18 雇用開発奨励金の支給を受けることができる事業主が、育児・介護雇用安定等助成金（第十六条第一号の対象託児施設の設置又は整備についての助成に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は中小企業人材能力発揮奨励金の支給を受けた場合には、当該育児・介護雇用安定等助成金又は中小企業人材能力発揮奨励金の支給に係る施設又は設備については、雇用開発奨励金は支給しないものとする。

19 中核人材活用奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第一百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発特別奨励金、緊急就職支援者雇用奨励金、高年齢者雇用開発奨励金、沖繩若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護未経験者確保等助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、中核人材活用奨励金は支給しないものとする。

20 沖繩若年者雇用促進奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第一百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護未経験者確保等助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、沖繩若年者雇用促進奨励金は支給しないものとする。

21 地域再生中小企業創業助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、七十歳定年引上げ等モデル企業助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、雇用開発奨励金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、沖繩若年者雇用促進奨励金は支給しないものとする。

22 地域再生中小企業創業助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、当該地域再生中小企業創業助成金の支給に係る事業所について、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、雇用開発奨励金又は雇用創造先導的創業等奨励金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、地域再生中小企業創業助成金（第一百二十二条第八項第一号イ(1)又はロ(1)に係るものに限る。）、は支給しないものとする。

事業主が、同一の事由により、当該地域再生中小企業創業助成金の支給に係る事業所について、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、雇用開発奨励金又は雇用創造先導的創業等奨励金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、当該地域再生中小企業創業助成金は支給しないものとする。

23 地域再生中小企業創業助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖繩若年者雇用促進奨励金、雇用創造先導的創業等奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金又は介護未経験者確保等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、地域再生中小企業創業助成金（第一百二十二条第八項第二号イ(2)又はロ(2)に係るものに限る。）、は支給しないものとする。

24 雇用創造先導的創業等奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金、七十歳定年引上げ等モデル企業助成金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、中核人材活用奨励金、沖繩若年者雇用促進奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、介護未経験者確保等助成金、短時間労働者均等待遇推進等助成金、建設事業主雇用改善推進助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は建設教育訓練助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、雇用創造先導的創業等奨励金は支給しないものとする。

25 雇用創造先導的創業等奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、当該雇用創造先導的創業等奨励金の支給に係る事業所について、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、雇用開発奨励金又は地域再生中小企業創業助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、当該雇用創造先導的創業等奨励金は支給しないものとする。

支給しないものとする。

26 通年雇用奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業奨励金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は建設教育訓練助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、通年雇用奨励金は支給しないものとする。

27 通年雇用奨励金の支給を受けることができる事業主が、当該通年雇用奨励金の支給に係る事業所について、雇用開発奨励金又は育児・介護雇用安定等助成金（第百十六條第一号の対象託児施設）の設置又は整備についての助成に係るものに限る。この支給を受けた場合には、当該通年雇用奨励金は支給しないものとする。

28 育児・介護雇用安定等助成金（第百十六條第一号の対象託児施設）の設置又は整備についての助成に係るものであつて、対象託児施設の運営に要した費用に係るものに限る。）の支給を受けることができる事業主が、当該育児・介護雇用安定等助成金（第百十六條第一号の対象託児施設）の設置又は整備についての助成に係るものであつて、対象託児施設の運営に要した費用に係るものに限る。）の支給に係る対象託児施設について、育児・介護雇用安定等助成金（第百十六條第二号の子の養育若しくは介護に係るサービスの利用についての助成に係るものに限る。）の支給を受けた場合には、当該支給の对象となつた期間については、育児・介護雇用安定等助成金（第百十六條第一号の対象託児施設）の設置又は整備についての助成に係るものに限る。）の支給を受けることができる事業主が、当該雇用開発奨励金又は通年雇用奨励金の支給を受けた場合には、当該雇用開発奨励金又は通年雇用奨励金の支給に係る施設又は設備については、育児・介護雇用安定等助成金は支給しないものとする。

29 育児・介護雇用安定等助成金（第百十六條第一号の対象託児施設）の設置又は整備についての助成に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる事業主が、雇用開発奨励金又は通年雇用奨励金の支給を受けた場合には、当該雇用開発奨励金又は通年雇用奨励金の支給に係る施設又は設備については、育児・介護雇用安定等助成金は支給しないものとする。

支給しないものとする。

30 育児・介護雇用安定等助成金（第百十六條第二号の子の養育若しくは介護に係るサービスの利用についての助成に係るものであつて、対象託児施設に係るものに限る。）の支給を受けることができる事業主が、当該育児・介護雇用安定等助成金（第百十六條第二号の子の養育若しくは介護に係るサービスの利用についての助成に係るものであつて、対象託児施設に係るものに限る。）の支給に係る対象託児施設について、育児・介護雇用安定等助成金（第百十六條第一号の対象託児施設）の設置又は整備についての助成に係るものであつて、対象託児施設の運営に要した費用に係るものに限る。）の支給を受けた場合には、育児・介護雇用安定等助成金（第百十六條第二号の子の養育若しくは介護に係るサービスの利用についての助成に係るものであつて、対象託児施設に係るものに限る。）は支給しないものとする。

31 中小企業人材能力発揮奨励金の支給を受けることができる認定中小企業者等が、七十歳定年引上げ等モデル企業助成金又は雇用開発奨励金の支給を受けた場合には、当該七十歳定年引上げ等モデル企業助成金又は雇用開発奨励金の支給に係る施設又は設備については、中小企業人材能力発揮奨励金は支給しないものとする。

32 中小企業基盤人材確保助成金の支給を受けることができる認定中小企業者等が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第百二條の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、介護未経験者確保等助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、中小企業基盤人材確保助成金は支給しないものとする。

33 介護基盤人材確保助成金の支給を受けることができる認定

事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第百二條の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、介護未経験者確保等助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、介護基盤人材確保助成金は支給しないものとする。

34 介護雇用管理助成金の支給を受けることができる認定事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、求職活動等支援給付金（第百二條の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、七十歳定年引上げ等モデル企業助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業奨励助成金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、試用雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護未経験者確保等助成金、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、訓練等支援給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は建設事業主雇用改善推進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、介護雇用管理助成金は支給しないものとする。

35 介護未経験者確保等助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第百二條の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は中小企業労働時間適正化促進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、介護未経験者確保等助成金は支給しないものとする。

36 介護未経験者確保等助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金（第百二條の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金又は中小企業労働時間適正化促進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、介護未経験者確保等助成金は支給しないものとする。

36 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けることができる認定組合等が、同一の事由により、短時間労働者均等待遇推進等助成金を受けた場合には、当該支給事由によつては、中小企業人材確保推進事業助成金を支給しないものとする。

37 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けることができる中小企業事業主が、試行雇用奨励金の支給を受けた場合には、当該試行雇用奨励金の支給対象労働者については、中小企業雇用安定化奨励金は支給しないものとする。

38 中小企業雇用安定化奨励金の支給を受けることができる中小企業事業主が、同一の事由により、短時間労働者均等待遇推進等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、中小企業雇用安定化奨励金は支給しないものとする。

39 短時間労働者均等待遇推進等助成金の支給を受けることができる事業主又は中小企業事業主の団体が、同一の事由により、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、地方再生中小企業創業助成金、中小企業人材確保推進事業助成金又は中小企業雇用安定化奨励金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、短時間労働者均等待遇推進等助成金は支給しないものとする。

(国等に対する不支給)

第五十条 第二十一条の第三項(附則第十五条の規定により適用される場合を含む。)、第二十二条の五第二項及び第三項(附則第十五条の規定により適用される場合を含む。)、第二十四条第二項、第三項及び第九項、第五十条の第二項及び第三項、第五十条の第三項及び第九項(附則第十五条の規定により適用される場合を含む。)、第五十二条第二項、第四項、第七項及び第八項、第六十三条第一項(附則第十六条の規定により適用される場合を含む。)、第六十四条第一項(附則第十六条の規定により適用される場合を含む。)、第六十六条(附則第十七条の三第二項の規定により適用される場合を含む。)、第六十七条(附則第十七条の三第二項及び第七條の四第一項の規定により適用される場合を含む。)、第六十八条第二項、第三項及び第六項から第十項まで並びに第六十八条の二の規定にかかわらず、雇用調整助成金、求職活動等支給給付金、再就職支援給付金、中小企業定年引上げ等奨励金、七十歳定年引上げ等モデル企業助成金、中小企業雇用確保奨励金、緊急就職支援者雇用奨励金、高齢者雇用開発特別奨励金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、育児・介護雇用安定等助成金、育児休業取得促進等助成金、中小企業人材能力発揮奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護未経験者確保奨励金、中小企業人材確保助成金、介護未経験者確保奨励金、中小企業人材確保推進事業助成金、中小企業雇用安定化奨励金及び短時間労働者均等待遇推進等助成金は、労働保険料(徴収法第十条第二項に規定する労働保険料をいう。第三十九条の四において同じ。)の納付状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体に対しては、支給しないものとする。

定にかかわらず、雇用調整助成金、求職活動等支給給付金、再就職支援給付金、中小企業定年引上げ等奨励金、七十歳定年引上げ等モデル企業助成金、中小企業雇用確保奨励金、緊急就職支援者雇用奨励金、高齢者雇用開発特別奨励金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、育児・介護雇用安定等助成金、育児休業取得促進等助成金、中小企業人材能力発揮奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護未経験者確保奨励金、中小企業人材確保推進事業助成金、中小企業雇用安定化奨励金及び短時間労働者均等待遇推進等助成金は、労働保険料(徴収法第十条第二項に規定する労働保険料をいう。第三十九条の四において同じ。)の納付状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体に対しては、支給しないものとする。

(労働保険料滞納事業主等に対する不支給)

第五十条の二 第二十一条の第三項(附則第十五条の規定により適用される場合を含む。)、第二十二条の五第二項及び第三項(附則第十五条の規定により適用される場合を含む。)、第二十四条第二項、第三項及び第九項、第五十条の第二項及び第三項、第五十条の第三項及び第九項(附則第十五条の規定により適用される場合を含む。)、第五十二条第二項、第四項、第七項及び第八項、第六十三条第一項(附則第十六条の規定により適用される場合を含む。)、第六十四条第一項(附則第十六条の規定により適用される場合を含む。)、第六十六条(附則第十七条の三第二項及び第七條の四第一項の規定により適用される場合を含む。)、第六十七条(附則第十七条の三第二項及び第七條の四第一項の規定により適用される場合を含む。)、第六十八条第二項、第三項及び第六項から第十項まで並びに第六十八条の二の規定にかかわらず、雇用調整助成金、求職活動等支給給付金、再就職支援給付金、中小企業定年引上げ等奨励金、七十歳定年引上げ等モデル企業助成金、中小企業雇用確保奨励金、緊急就職支援者雇用奨励金、高齢者雇用開発特別奨励金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、育児・介護雇用安定等助成金、育児休業取得促進等助成金、中小企業人材能力発揮奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護未経験者確保奨励金、中小企業人材確保推進事業助成金、中小企業雇用安定化奨励金及び短時間労働者均等待遇推進等助成金は、労働保険料(徴収法第十条第二項に規定する労働保険料をいう。第三十九条の四において同じ。)の納付状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体に対しては、支給しないものとする。

第七十歳定年引上げ等モデル企業助成金、中小企業雇用確保奨励金、緊急就職支援者雇用奨励金、高齢者雇用開発特別奨励金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、育児・介護雇用安定等助成金、育児休業取得促進等助成金、中小企業人材能力発揮奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護未経験者確保奨励金、中小企業人材確保推進事業助成金、中小企業雇用安定化奨励金及び短時間労働者均等待遇推進等助成金は、労働保険料(徴収法第十条第二項に規定する労働保険料をいう。第三十九条の四において同じ。)の納付状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体に対しては、支給しないものとする。

(人材確保等支援助成金)

第三十九条の二 一 (略)

二 第六十八條第一項の規定は、建設雇用改善助成金の支給について準用する。

第三十九条の三 一 (略)

二 訓練等支給給付金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、求職活動等支給給付金(第二十条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものを除く。)、再就職支援給付金、七十歳定年引上げ等モデル企業助成金、特定求職者雇用開発助成金(第六十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六條の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。以下この条において同じ。)、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇

用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金若しくは介護未経験者確保等助成金の支給、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助又は地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金若しくは建設事業主雇用改善推進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、訓練等支給給付金は支給しないものとする。

3 (略)

4 職業能力評価推進給付金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、再就職支援給付金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、試行雇用奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護未経験者確保等助成金又は建設教育訓練助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、職業能力評価推進給付金は支給しないものとする。

5 地域雇用開発能力開発助成金の支給を受けることができる

対象事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、求職活動等支給給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものを除く。）、再就職支援給付金、七十歳定年引上げ等七十九歳定年引上げ等特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者若年者共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金若しくは介護未経験者確保等助成金の支給、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助又は訓練等支給給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、建設教育訓練助成金若しくは建設事業主雇用改善推進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事

由によつては、地域雇用開発能力開発助成金は支給しないものとする。

6 中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けること

できる認定中小企業者等が、同一の事由により、雇用調整助成金、求職活動等支給給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものを除く。）、再就職支援給付金、雇用環境整備助成金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高齢者若年者共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護未経験者確保等助成金の支給、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助又は訓練等支給給付金、地域雇用開発能力開発助成金、建設教育訓練助成金、建設事業主雇用改善推進助成金若しくは建設事業主団体雇用改善推進助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、中小企業雇用創出等能力開発助成金は支給しないものとする。

附 則（抄）

第四条から第十四条まで 附 則

（雇用調整助成金に関する暫定措置）

第十五条 第百二条の三の雇用調整助成金として、同条に規定するものほか、当分の間、中小企業緊急雇用安定助成金を支給するものとする。

2 中小企業緊急雇用安定助成金は、次の各号のいずれにも該当する中小企業事業主に対して、支給するものとする。

- 一 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたものであること。

二 次のいずれかに該当する事業主であること。

イ 前号の事業所の被保険者（5）に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続

して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者（当該解雇の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかなる者を除く。以下この条において同じ。）及び日雇労働被保険者並びに第百十号第一項の特定就職困難者雇用開発助成金若しくは緊急就職支援者雇用開発助成金、第百十二号第一項の中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金若しくは雇用創造先導的創業等奨励金、第百十八号第一項の中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金若しくは介護未経験者確保等助成金又は雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金の支給の対象とならざる者を除く。以下この条において、対象被保険者」という。について(1)に定める期間（以下この条において「対象期間」という。）内に行われ、(2)から(5)までのいずれにも該当する休業又は教育訓練（職業に関する知識、技能又は技術を習得させ、又は向上させることを目的とするものをいふ。以下この条において「休業等」という。）を行い、当該休業等に係る手当又は賃金を支払った事業主であること。

(1) 次号の届出の際に当該事業主が指定した日（過去に第百二条の三第一項第一号イ若しくはロに該当するものとして雇用調整助成金の支給を受けたこと又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間又は第百二条の三第一項第一号(1)（若しくは(2)に定める期間（以下この項において「雇調金支給対象期間」という。）の満了の日（直前の対象期間又は雇調金支給対象期間の開始の日から当該対象期間中の最終実施日（雇用調整助成金若しくは中小企業緊急雇用安定助成金の支給の対象となつた休業等を実施し、又は出向をした日のうちの最も遅い日）をいふ。）までの期間の全部又は一部が、雇用に関する状況が全国的に悪化したと厚生労働大臣が認める場合において

厚生労働大臣が定める期間に含まれる場合は、当該最終実施日)の翌日から起算して一年を超えているものに限る。)から起算して一年

(2) 次のいずれかに該当すること。

(イ) 休業にあつては、所定労働日の全一日にわたるもの又は所定労働日において所定労働時間内に当該事業所における対象被保険者全員について一斉に一時間以上行われるもの(以下この条において「短時間休業」という。)であること。

(ロ) 教育訓練にあつては、所定労働時間内に行われるものであつてその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。

(3) 休業に係る手当(短時間休業にあつては、当該休業が行われた日に係る手当及び賃金)の支払が労働基準法第二十六条の規定に違反していないものであること。

(4) 休業等の期間、休業等の対象となる労働者の範囲、手当又は賃金の支払の基準その他休業等の実施に関する事項について、あらかじめ労働組合等との間に書面による協定がなされ、当該協定の定めるところによつて行われるものであること。

(5) 当該事業所において、判定基礎期間(1)から(4)までに該当する休業等が行われる日の属する月(賃金締切日として毎月一定の期日が定められているときは、賃金締切期間)をいう。以下この条において同じ。(における対象被保険者に係る休業等の実施日の延日数(短時間休業については、当該休業の時間数を当該休業の行われた日の所定労働時間数で除して得た数を休業の日数として算定するものとする。))が、当該判定基礎期間における対象被保険者に係る所定労働延日数に二十分の一を乗じて得た日数以上となるものであること。

ロ 前号の事業所の被保険者(出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用さ

れた期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下、中安全出向の対象被保険者、という。)について次のいずれにも該当する出向をさせ、あらかじめ出向をさせた者を雇い入れる事業主(以下この条において「出向先事業主」という。)と締結した出向に関する契約に基づき、出向をした者の賃金についてその一部を負担した事業主(以下この条において「出向元事業主」という。)であること。

(1) 当該出向をした日が対象期間内にあること。

(2) 出向先事業主が行う事業に当該出向をした者が最初に従事する事業所(以下この条において「出向先事業所」という。)における当該従事する期間が三箇月以上の期間であり、出向をした日から起算して一年を経過する日までの間に終了し、当該出向の終了後出向元事業主の当該出向に係る事業所(以下この条において「出向元事業所」という。)に復帰するものであること。

(3) 出向をした者の出向先事業所において行われる事業に従事する期間(以下この条において「出向期間」という。)における通常賃金(労働日に通常支払われる賃金をいう。以下同じ。)(の額が、おおむねその者の出向前における通常賃金の額に相当する額であること。

(4) 出向の時期、出向の対象となる労働者の範囲その他出向の実施に関する事項について、あらかじめ出向元事業主と当該出向元事業主の当該出向に係る事業所の労働組合等との間に書面による協定がなされ、当該協定の定めるところによつて行われるものであること。

(5) 出向をした者の同意を得たものであること。

三 前号に規定する休業等又は出向の実施について、あらかじめ、都道府県労働局長に届け出た事業主であること。

四 次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれに定める書類を整備している事業主であること。
イ 第二号イに該当する事業主 当該事業所の対象被保険

者に係る休業等の実施の状況及び手当又は賃金の支払の状況を明らかにする書類

ロ 第二号ロに該当する事業主 出向をした者に係る出向の実施の状況及び出向をした者の賃金についての負担の状況を明らかにする書類

3 中小企業緊急雇用安定助成金の額は、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
一 前項第二号イに該当する事業主 当該事業主が判定基礎期間における同号イに規定する休業等に係る対象被保険者に支払つた手当又は賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の五分の四の額(その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が法第六十六条の規定による基本手当日額(以下「基本手当日額」という。))の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額)に同号イに規定する教育訓練を実施した日数に応じた訓練費を加算した額。

二 前項第二号ロに該当する事業主 当該事業主が同号ロに規定する出向をした者に係る出向期間(以下この条において「支給対象期間」という。)における賃金について同号ロの契約に基づいて負担した額(その額が当該出向をした者の出向前における通常賃金の額に百六十五を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該通常賃金の額に百六十五を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額)の五分の四の額(その額が基本手当日額の最高額に三百三十を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額)を超えるときは、基本手当日額の最高額に三百三十を乗じて得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額に三百三十を乗じて得た額に支給対象期間の日数を三百六十五で除して得た数を乗じて得た額)

4 休業等に係る中小企業緊急雇用安定助成金は、一の対象期間について、当該事業所の対象被保険者に係る判定基礎期間内の休業等(当該休業等について中小企業緊急雇用安定助成金が支給されるものに限る。)(の実施日の延日数を当該判定

基礎期間の末日における当該事業所の対象被保険者の数で除して得た日数の累計日数が百日に達するまで支給する。ただし、休業年に係る中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けようとする事業主であつて、過去に第二百二条の第三項第一号イに該当する場合に支給される休業等に係る雇用調整助成金又は休業等に係る中小企業緊急雇用安定助成金（以下この項において「イ」に対する雇調金等」という。）の支給を受けたことがあるもの（現に支給を受けようとする休業等に係る中小企業緊急雇用安定助成金に係る対象期間の開始の日から起算して過去二年以内に対象期間が開始されたイに対する雇調金等であつて、その支給日数の上限が本文又は第二百二条の第三項本文の規定に基づき算定されたもの（以下この項において、「基準雇調金等」という。）の支給の対象となる休業等を実施したものをいう。）については、その現に支給を受けようとする休業等に係る中小企業緊急雇用安定助成金の支給日数の上限は、本文又は第二百二条の第三項本文の規定にかかわらず、二百日から、基準雇調金等の対象期間の開始の日以後の支給日数の合計を減じた日数に達するまでとする。

5 出向に係る中小企業緊急雇用安定助成金は、事業主が、その被保険者を出向させた場合（雇用調整助成金、中核人材活用奨励金、通年雇用奨励金又は中小企業緊急雇用安定助成金が支給される場合に限る。）において、当該出向の終了後に当該被保険者を再度出向させるときは、当該再度の出向に關しては、支給しない。ただし、当該再度の出向をさせた日の前日が、当該出向の終了の日の翌日から起算して六箇月を経過した日以後の日である場合には、この限りでない。

6 出向に係る中小企業緊急雇用安定助成金は、事業主が、他の事業主に係る中安全出向対象被保険者、出向対象被保険者、特定就職支援対象被保険者、地域雇用促進対象被保険者、通年雇用奨励金対象被保険者、中小企業基盤人材確保対象被保険者又は介護人材確保対象被保険者を出向又はあつせんにより雇い入れている場合（当該雇い入れられている中安全出向対象被保険者に係る中小企業緊急雇用安定助成金、出向対象被保険者に係る雇用調整助成金、当該雇い入れられている特

定就職支援対象被保険者に係る特定就職困難者雇用開発助成金若しくは緊急就職支援者雇用開発助成金、当該雇い入れられている地域雇用促進対象被保険者に係る中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創成助成金若しくは雇用開発先導的創業等奨励金、当該雇い入れられている通年雇用奨励金対象被保険者に係る通年雇用奨励金、当該雇い入れられている中小企業基盤人材確保対象被保険者に係る中小企業緊急雇用安定助成金又は当該雇い入れられている介護人材確保対象被保険者に係る介護基盤人材確保助成金若しくは介護未経験者確保助成金が支給される場合に限る。）において、当該中安全出向対象被保険者、出向対象被保険者、特定就職支援対象被保険者、地域雇用促進対象被保険者、通年雇用奨励金対象被保険者、中小企業基盤人材確保対象被保険者又は介護人材確保対象被保険者の従事する自己の事業所の被保険者について出向をさせたときは、当該被保険者については、支給しない。

7 出向に係る中小企業緊急雇用安定助成金は、他の事業主に係る中安全出向対象被保険者を雇い入れる事業主が、当該雇入れの際に当該雇入れに係る者が従事することとなる自己の事業所の被保険者について出向をさせており、又は雇入れのあつせんを行つていた場合（雇用調整助成金、特定就職困難者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創成助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護未経験者確保等助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金）が支給される場合に限る。）には、支給しない。

8 第一項の規定が適用される間における第二百二条の第三項第二号イ(1)及び、第三項ただし書、第五項、第六項並びに第七項並びに第十八条第四項及び第五項の規定の適用については、第二百二条の第三項第二号イ(1)中、前号イ又はロに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日（直前の対象期間の開始の日から当該対象期間中の最終実施日（雇用調整助成金）とあるのは、過去に前号イ若しくはロに該当するものとして雇用調整助成金の支給を受けたこと又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間又は附則第十五条第二項第二号イ(1)に定める期間（以下この項において「中小企業緊急雇用安定助成金支給対象期間」という。）の満了の日（直前の対象期間又は中小企業緊急雇用安定助成金支給対象期間の開始の日から当該対象期間中の最終実施日（雇用調整助成金）若しくは中小企業緊急雇用安定助成金」と、同号イ(1)中「前号イ又はロに該当するものとして過去に雇用調整助成金」とあるのは、過去に前号イ若しくはロに該当するものとして雇用調整助成金の支給を受けたこと又は中小企業緊急雇用安定助成金」と、直前の対象期間の満了の日（直前の対象期間又は中小企業緊急雇用安定助成金支給対象期間」と、同条第三項ただし書中、過去にイに対する雇調金」とあるのは、過去にイに対する雇調金又は中小企業緊急雇用安定助成金」と、対象期間が開始されたイに対する雇調金」とあるのは、「対象期間が開始されたイに対する雇調金又は中小企業緊急雇用安定助成金」と、本文」とあるのは、本文又は附則第十五条第四項本文」と、基準雇調金」とあるのは、「基準雇調金等」と、同条第五項中、「又は第二百十三条第一項の通年雇用奨励金」とあるのは、「第二百十三条第一項の通年雇用奨励金又は附則第十五条第一項の中小企業緊急雇用安定助成金」と、同条第六項中、「又は介護人材確保対象被保険者（第二百十八条第一項の介護基盤人材確保助成金又は介護未経験者確保等助成金の対象となる被保険者となる被保険者）」又は「介護未経験者確保等助成金の対象となる被保険者（第二百十八条第一項の介護基盤人材確保助成金又は介護未経験者確保等助成金の対象となる被保険者）」又は「中安全出向対象被保険者（附則第十五条第二項第一号の事業所の被保険者（出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続し

に係る者一人につき、当該者との間で期間の定めのない労働契約を締結した日(同項第一号口に規定する訓練修了日前に当該者との間で期間の定めのない労働契約を締結した場合、訓練修了日)から起算して六箇月を経過することに、第六号に定める額を二回(中小企業事業主にあつては、三回)に限り支給するものとする。

一 次のいずれかに該当する事業主であること。

イ 次のいずれにも該当する求職者を、公共職業安定所の紹介により、三箇月以内の期間を定めて雇用する労働者として雇入れ、かつ、当該雇入れを開始した日から起算して、三箇月を経過するまでに、引き続き六箇月以上被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。)として雇用する事業主であること。

(1) 二十五歳以上四十歳未満の者
(2) 雇入れ開始日前一年間において被保険者でなかつた者
(3) 公共職業安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認める者

口 次のいずれにも該当する者を、附則第十七条の七第二項第一号口(1)に規定する有期実習型訓練を開始した日(以下この条において、訓練開始日)という。)の翌日から、当該有期実習型訓練を修了した日(以下この条において、訓練修了日)という。)から起算して三箇月を経過する日までの間に当該者との間で期間の定めのない労働契約を新たに締結して雇入れ、かつ、当該労働契約を締結した日(訓練修了日前に当該労働契約を締結した場合は、当該訓練修了日)以後引き続き六箇月以上被保険者として雇用する事業主(対象短時間労働者に対して、有期実習型訓練を受けさせた事業主であつて、当該労働者との間で期間の定めのない労働契約を新たに締結する事業主を除く。)であること。
(1) 二十五歳以上四十歳未満の者

(2) 附則第十七条の七第二項第一号口(1)に規定する有期実習型訓練を修了した対象職業能力形成促進者

二 資本金、資金、人事、取引等の状況からみて前号の雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。
三 第一号イ又はロの雇入れを開始した日(有期実習型訓練を受けさせた事業主が当該雇入れを行った場合は、訓練開始日)の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する若年者等雇用促進特別奨励金の支給についての申請書の提出日までの間(次号において、基準期間)という。)において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。

四・五 (略)

六 次のイ及びロに掲げる当該雇入れを開始した日における当該雇入れに係る者の年齢の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ (略)
ロ 三十歳以上四十歳未満 十五万円(イに掲げる道府県に所在する事業所において第一号に該当することとなつた場合にあつては、二十二万五千円)

3 若年者等雇用促進特別奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金(第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、緊急就職支援者雇用開発助成金、通年雇用奨励金、介護雇用管理助成金、中小企業雇用安定化奨励金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、若年者等雇用促進特別奨励金は支給しないものとする。

4 特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、通年雇用奨励金、介護雇用管理助成金、中小企業雇用安定化奨励金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、若年者等雇用促進特別奨励金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、通年雇用奨励金、介護雇用管理助成金、中小企業雇用安定化奨励金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、育児休業取得促進等助成金は支給しないものとする。

(育児・介護雇用安定等助成金に関する暫定措置)
第十七条の三 1 4 (略)(第5項削除)
第十七条の四 1 (略)

2 前項の規定により読み替へて適用される第百十七条の育児休業取得促進等助成金(短時間勤務に係るものに限る。以下この項及び次項において、育児休業取得促進等助成金という。)の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、求職活動等支援給付金(第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。)、特定求職者雇用開発助成金(第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。)、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業雇用開発助成金、介護創造先導的創業等奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、介護未経験者確保等助成金、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、育児休業取得促進等助成金は支給しないものとする。

3 求職活動等支援給付金、特定求職者雇用開発助成金、緊急

就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、介護未経験者確保等助成金、訓練等支給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、育児休業取得促進等助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、求職活動等支給付金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金、介護未経験者確保等助成金、訓練等支給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金は支給しないものとする。

附 則(平成二〇・一一・二八厚生労働省令第一六三号)

(抄)

(施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

附 則(平成二〇・一一・二八厚生労働省令第一六五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。

(雇用安定事業等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下、施行日という。)前に

この省令による改正前の雇用保険法施行規則(以下、旧雇保規則という。)第百十条の規定又は改正前の雇用対策法施行規則第百六条の二の規定により特定求職者雇用開発助成金の支給を受けることができることとなつた事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧雇保則第百二一条第八項第一号イに該当することとなつた事業主に対する地方再生中小企業創業助成金の

支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧雇保則第百二条の第三第一項第三号に規定する休業等又は出向の実施についての届出を行つた事業主は、この省令による改正後の雇用保険法施行規則(以下、新雇保則という。)附則第十五条第二項第三号に規定する休業等又は出向の実施についての届出を行つたものとみなすことができる。なお、その際の新雇保則附則第十五条第二項第二号イに定める期間は、施行日から当該届出の際に当該事業主が指定した日から一年を経過する日までとする。

4 施行日前に旧雇保則附則第十五条の九第二項の規定により若年者雇用促進特別奨励金の支給を受けることができることとなつた事業主に対する若年者雇用促進特別奨励金の支給(同項第一号に規定する期間の定めのない労働契約を締結した日から起算して六箇月又は十二箇月を経過した日が施行日前である労働者についての当該期間に係る支給に限る。)については、なお従前の例による。

5 新雇保則附則第十五条の九第二項第一号ロの規定は、施行日以後に開始された有期実習型訓練について適用する。

附 則(平成二〇・一一・二六厚生労働省令第一八二号)

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、平成二十年十二月九日から適用する。

2 平成二十年十二月九日からこの省令の公布の日までの間に、被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者に係る第百二条の第三第一項第二号又は附則第十五条第二項第二号に規定する休業等又は出向を実施した事業主については、第百二条の第三第一項第三号及び附則第十五条第二項第三号の規定を適用しない。この場合において、当該事業主は、当該休業等又は出向の実施について、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、都道府県労働局長に届け出なければならない。

附 則(平成二一・一・一六厚生労働省令第三号)

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、平成二十年十二月九日から

適用する。

2 平成二十年十二月九日からこの省令の公布の日までの間に、雇用された期間が六箇月以上である者(被保険者でない者であつて、一週間の所定労働時間が二十時間以上であるものに限り)に係る第百二条の第三第一項第二号又は附則第十五条第二項第二号に規定する休業等又は出向を実施した事業主については、第百二条の第三第一項第三号及び附則第十五条第二項第三号の規定を適用しない。この場合において、当該事業主は、当該休業等又は出向の実施について、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、都道府県労働局長に届け出なければならない。